

第七十二回国会 参議院商工委員会 會議録第八号

昭和四十九年三月二十六日(火曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

二月二十日

竹内 藤男君

補欠選任

山崎 竜男君

山崎 竜男君

二月二十二日

中山 太郎君

補欠選任

山崎 竜男君

安田 隆明君

塚田 大願君

須藤 五郎君

三月五日

竹内 藤男君

補欠選任

細川 護熙君

青木 一男君

三月六日

青木 一男君

補欠選任

山崎 五郎君

山崎 五郎君

三月七日

山崎 五郎君

補欠選任

竹内 藤男君

細川 護熙君

三月八日

竹内 藤男君

補欠選任

岩本 政一君

岩本 政一君

岩本 政一君

竹内 藤男君

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 政一君

理事 佐田 一郎君

竹内 藤男君 大矢 正君

委員

藤井 恒男君

植木 光教君

小笠 公昭君

細川 護熙君

竹田 現照君

中尾 辰義君

須藤 五郎君

國務大臣

中曾根康弘君

政府委員

内閣法制局第一部長

角田礼次郎君

科学技術庁原子力局次長

生田 豊朗君

環境政務次官

藤本 孝雄君

通商産業政務次官

楠 正俊君

通商産業省産業政策局長

小松勇五郎君

通商産業省基礎産業局長

飯塚 史郎君

通商産業省機械情報産業局長

齋藤 太一君

通商産業省生活産業局長

橋本 利一君

資源エネルギー庁長官

山形 栄治君

常任委員会専門員

菊地 拓君

事務局側

津澤 健一君

説明員

石田 齋君

環境庁企画調整局研究調整課長

太田 耕二君

環境庁大気保全局大気規制課長

三井 速雄君

環境庁水質保全局水質規制課長

三井 速雄君

厚生省業務局監視課長

三井 速雄君

通商産業省機械情報産業局計量課長 堀野 瑛一君
自治省財政局財政課長 石原 信雄君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠選任の件

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(石油価格の行政指導に関する件)

(生活関連物資の価格凍結に関する件)

(当面の繊維政策に関する件)

○委員長(勅木亨弘君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動に伴い、現在、理事に一名の欠員を生じておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(勅木亨弘君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に竹内藤男君を指名いたします。

○委員長(勅木亨弘君) 計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) 計量法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

計量法は、計量の基礎を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として制定されたものであります。同法につきましては、最近における社会経済情勢の変化に対応して、消費者利益の保護、計量証明事業における適正な計量の実施の確保、計量管理の一その適正化等の観点から、諸制度のあり方に幾つかの改正を加えるべき事情が生じております。これにかんがみ、政府といたしましては、昭和四十八年八月から計量行政審議会に計量法における諸制度のあり方について審議をお願いし、同年十二月、中間答申を得て以来、その旨に沿って同法の改正を慎重に検討してまいりました結果、ここに成案を得て提案することとした次第でございます。

次に、本法案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、消費者保護に関する規定の整備、充実であります。

一般消費者に合理的な商品選択情報を提供し、消費者利益の保護をはかる観点から、一般的に長さ、質量または体積をはかって販売するのに適する商品を販売する者に対して、計量販売につとめなければならないとする規定を設けるとともに、特に政令で定める商品を容器、包装に密封して販売する者に対しては、その商品に正味量の表記を義務づけることとしております。

第二は、計量証明事業について登録制を拡充することとしております。

近年、環境問題に対する社会的関心の高まり及び環境保全対策の進展に伴い、濃度等の計量証明事業者が急速に増加の傾向にありますので、計量証明事業者の登録の範囲に新たな濃度、騒音レベルその他の対象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業を追加することとしたほか、計量

証明事業者に事業規程の届け出を義務づけることにも、登録基準の規定等について所要の改正を行なうこととしております。

第三は、計量士の登録に区分を設けることである。

計量技術の高度化、計量管理の多様化に即応して計量管理の一その適正化をはかるため、計量士に区分を設け、区分ごとに登録を行なうこととしております。

このほか、罰則等について所要の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(朝木亨弘君) 次に、補足説明を聴取いたします。齋藤機械情報産業局長。

○政府委員(齋藤太一君) 計量法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の順序に従って若干の補足説明を申し上げます。

改正の第一点は、消費者保護に関する規定の整備、充実であります。

商品の種類の多様化、商品形態の複雑化等に伴い、一般消費者が計量に不利益をこうむる可能性が増大していることにかんがみ、計量単位による取引を推進することにより、一般消費者に対して、商品選択の基準を与え、商品の量目を明確に認識し得るようになり、もって、取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにすることが強く要請されております。このため、今回の改正におきましては、計量単位による販売を推進する訓示規定を設けるとともに、政令で定める商品容器または包装に密封して販売する者に対しては、その商品に正味量の表記を義務づけることとしております。

改正の第二点は、計量証明事業について、その事業登録の対象範囲を拡充することなどであり、環境保全対策の進展に伴って、近時、有害物質

の濃度、騒音等にかかる環境についての計量証明を業として行なう者が増加の傾向にあり、環境計測の証明機関として重要な役割りを果たしております。しかし、現在、これらの者は何らの法的規制を受けていないので、その業務の信頼性の確保をはかり、かつ、その計測能力の向上を推進するため、計測技術者及び計測設備等について一定の基準を設けて事業登録を実施するとともに、計量証明の方法に關して業務規程を届け出させることとしております。

改正の第三点は、計量士の登録に区分を設けることである。

環境問題に対する社会的関心の高まりに伴って有害物質の濃度、騒音等を正確に計量すべきことが社会的に要請されております。現在、計量士は、あらゆる種類の計量の分野についての計量管理を職務としておりますが、前述の新しい要請に対応して、計量管理の一その適正化をはかるため、計量士の登録に区分を設けることとしております。すなわち、環境計測の適正化に關しては、試料採取の方法、試料の前処理の方法、計測器の操作の方法、計測器の保守、点検の方法等に関し、高度の知識、技能が要求されることから、濃度等の計量をする計量士を設けるよう配慮してまいりたいと考えております。

なお、環境に關連する計量証明事業者に対しては、原則として、この濃度等の計量をする計量士を置くことが義務づけられることとなります。

以上、計量法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足的な説明をいたしました。詳細な点につきましては、御質問に応じてお答えたいと存じます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(朝木亨弘君) 以上で説明の聴取を終わります。本案に対する質疑は午後八時に譲ります。

○委員長(朝木亨弘君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

○大矢正君 私は、先般政府が行ないました、石油製品に関する行政指導という名のもとにおける指導価格というものにつきまして、見解をただしたいと思っております。

私は、国民生活を守る立場から、たとえそれが石油製品でありませば、価格の高騰を抑えるためにどういふ施策をするかという、そういう立場で検討されてそれぞれ措置を講ぜられること自身については、いさかも反対をするものではないのでありますが、ただ、行政指導というものが境界というものが一体どこにあるのかという点について理解に苦しむところがありますので、お尋ねをいたしたいと思っております。

そこで、法制局にお伺いをいたしますが、行政指導というものは一体どういふものなのか、これは法律用語であれば、当然法律の上において、行政指導というものはどういふものであるという規定があるかと思っておりますが、そうでない一般的なことばとして使われておるということであれば、これは一人一人の解釈によつていかようにも拡大あるいは縮小されるものですが、この行政指導とは一体、端的に言うとどういふことなのか。それから、もし境界がありとすれば、その境界はどういふことなのか。時間がなければ、その境界はどうか。時間がないので、後日文章でもって回答してもらいたいと思っております。

○政府委員(角田礼次郎君) 行政指導というものは、御指摘のように、法令用語でございませぬ。かつ、最近行政法学の分野において用いられてきたことばでございませぬので、確かに確たる定義はございませぬが、私もとしましては、行政指導とは一応次のように定義いたしております。

すなわち、行政指導とは、国民の権利を制限したり、国民に対し義務を課したりするような法律上の強制力を有するものではなく、行政機関が、それぞれの設置の根拠である法律により与えられた任務または所掌事務を遂行するために、かつ、その任務または所掌事務の範囲内において、行政の相手方の協力を得て一定の行政目的を実現されるように、一定の作為または不作為を求めて懲罰し誘導することをいうと、このように定義しております。

なお、実定法の上では勧告とか、警告とか、助言とか、指導とか、指示など、いろいろなことばが用いられております。

次に、行政指導の境界という問題に就いてお答えをいたしたいと思っておりますが、ただいま定義として御説明申し上げましたところから御理解いただけたと思いますが、それはまず第一に、国民の権利を制限したり、国民に対し義務を課したりするような法律上の強制力を持つものではないというのが第一点であります。

次に、それぞれの行政機関は、これはまた別の問題でございませぬけれども、具体的な法律の根拠がなくとも行政指導を行ない得るというふうな私どもは解しておりますが、それにしても、それぞれの行政機関がそれぞれの任務または所掌事務についての定め、すなわち、設置法等の定めによつて与えられたその範囲内でなければいけないというものが、第二の境界であろうと思っております。

それから第三には、最近の立法例におきましては、行政指導につきましては、根拠法律そのものは必要ではないわけですが、内容であるとか、手続、その他につきましてもいろいろ具体的な法律の定めをする立法例が非常に多いのであります。これは幾つも例はございませぬが、これこれの場合においてはこういふ形で行政指導をすることができるといふことを、明文の規定を置いておるものが非常に多いわけでありませぬ。そういう場合には、そういう法律の定めに従って行政指導をやらなければいけない、これが第三の境界であろうと思っております。

○大矢正君 部長、あなたはいま、ことばじりをとらえるわけじゃないが、法律に基づく強制力がなければ、それは行政指導の範囲に入らぬと、審を返して言うという表現ですがね。これは、法律に基づいてやるなら何も行政指導じゃないことははっきりしていますよ、法律に基づいてやるんだから、それは行政指導じゃない。ですから、私がここで問題としたことは、具体的な論理の展開というよりも抽象論になるかもしらぬけれども、法律には基づいてないが、法律に基づくと同様な効果をあげるようなものも、これも行政指導の範囲に入るのかどうか、抽象論で、抽象的な質問でたいへん恐縮ですが。

○政府委員(角田礼次郎君) 御指摘のような問題は、実は、行政指導そのものにつきまといっている問題としてかねてから議論されているところでありま。つまり、行政指導というものは、あくまで先ほど御説明申し上げたように、法律のな意味の拘束力はないわけでありまして、実際には、事実上それがいろいろの意味において受け入れられるという点があることは否定できないと思。そこで、学者も言っておりますけれども、行政指導というものに事実上の強制力が伴う、それは何をバックにしているかと言いますと、要するに、何らかの利益を与えるとか、あるいはその背後に何らかの権力というものがあると、そこで行政指導が非常に事実上の強制力を持ち、安易に行なわれるがゆえに、先ほど申し上げたように、最近の立法例では、その行政指導についてのいろいろなり方々に大きなワタをかけるというような立法例がふえてきたんだと思。御指摘のような点は確かにあると思。

○大矢正君 通産大臣にここでちょっとお尋ねしておきたいと思。いま純粋な意味における行政指導というものの法律論といましようかね、解釈というものを若干したわけでありまして、具体的に、たとえば先般十八日から実施をされております石油製品の指導価格、これはあくまでも行政指導であるから、法律上の問題として

は、これは業界がこれを守らなざるならぬという法律上の規制はないから、その効果というものが実際にあがるかどうかという点になると問題が残るんじゃないかという気がするわけですがね。そこで、はっきり言って、あれだけ騒ぎをして政府、それから自由民主党、すなわち、与党が集まって延々と何日もかかって最終的に数字をはじき出してきまされたがね、ああいうようなことをやっているというものは、かなり適用される企業にとつては重大な意味と内容を持つているものなるがゆえに、政府並びに与党は長時間にわたって検討をしたんだと思。私に思うんですが、だいたいしますれば、そういうような内容までが行政指導のこれは範囲であるという考え方というのは、非常に拡大し過ぎていてはないかという感じがいたします。その点はいかがでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり通産省設置法に基づく根拠法によりまして、行政裁量の範囲内において、相手方に権利義務を課するものではなく、協力を求めるという形で、しかも個別企業に對して誘導ないし勸説を行なう、そしてそれに自由意思をもって協力をせよという形、そういう形をとっておりますから、これは行政指導の範囲内に入っているものであると思。もちろん、石油価格のような国民経済に大きな影響を及ぼすものにつきましては、標準価格のような法律に基づく価格が設定されることが望ましいと思。けれども、いろいろな諸般の情勢によつてそれがなじまないという場合、時期的にあるいはその熟成の度合いにおいて、そういう場合にはこれは物価を引き下げる、あるいはおさめるという意味の公衆の利益、一般大衆の利益の目的のためにやむを得ず行なわれる一つの行政措置であるとわれわれは理解しております。

○大矢正君 田中総理も、国民のためになることだからいいではないかという一つの根拠を言われておりますが、しかし、それはあまりにも荒っぽい議論であつて、じゃ、国民のためになることなら法律を無視してかまわぬのかという理屈も成り

立つわけで、私はそういうものじゃないと、やはりあくまでも法律に基づく権限の範囲内において行政指導というものが行なわれなけりやならないと、かような解釈と立場をとっております。そこで、小松さんにお尋ねをしますが、「(通商産業省の任務)」、三条ですね、それから、四条はその権限が規定されておるわけですが、私はいま、今度の石油の指導価格の問題に限定して議論をいたしておるわけですが、それは根拠は設置法のどこにあるのですか。

それから、通商産業省の任務というものと権限というものがあつて、行政指導というものは任務なのか、権限なのか、その双方なのか、通産省としてのひとつ見解を。
○政府委員(小松勇五郎君) ただいまの大矢先生のお尋ねは、あるいは法制局からお答えいただくほうが正しいかと思。私どももなりの解釈を申し上げますと、今回の石油価格についての行政指導は、通産省設置法の三条の二号に基づくものと考えております。で、第四条のほうは、たとえが物価統制令を発動するような場合、四条の本文にございまして「但し、その権限の行使は、法律に従つてなされなければならない。」と書いてございまして、また、その四条の二十六号におきまして、通産省では「所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行ふ」と書いてあります。これは明らかに物価統制令とか、あるいは国民生活安定法に基づきます標準価格というようなこと——そちらの法制局のほうでないかとちょっと私自信ございませぬが、今回の石油価格におきましては、明らかに三条のほうの行政指導であるというふうな解釈をいたしております。

○政府委員(角田礼次郎君) ただいまの御質問のうち、あとのほうの任務と権限との関係についての御質問、ちょっと補足的に御説明したいと思。これは通産省設置法に限らないわけでございますけれども、各省設置法みんな共通の問題でございます。で、任務の規定というのは、国の行政組

織全体の中で、ある行政機関がどのような事務、あるいは事業を行なう責任を有するものであるかというものを包括的に規定したものであると解されます。したがって、言ってみれば、それはその行政機関の性格づけを一般的にしたものということができると思。実は、任務と権限の関係についてお話しする前に、設置法では任務、所掌事務、権限というものを三つ一体としてとらえておりますので、所掌事務の関係からお話ししたいと思います。

任務がそういうふうになりますと、それを具体的にふえんしたものと、通産省設置法でいえば七条以下の大臣官房とか、各局、各外局等の所掌事務が定められているわけでありま。さらに、それらの所掌事務を遂行するために認められる権力的な制限であるとか、禁止、許可、認可、そういうものを規定するということを中心的に定めたものが権限という規定である、こういうふうな理解していいと思。取りまとして申し上げれば、任務の規定は、そこから所掌事務あるいは権限が導き出される大前提の規定である、こういうことが言えると思。

ところで、先ほど申し上げました行政指導につきましましては、これは法律的な拘束力、つまり、公権力の行使として行なわれるものでございませぬから、任務の規定には含まれていないわけでございますけれども、権限の規定の中には書いてないのは、そういう意味で当然であると思。○大矢正君 そうすると、行政指導というものは、特にもっと具体的に言えば、先般政府が実施をいたしました指導価格というものは、これはあくまでも任務としてやっておることであつて、それで権限の必要性はないのだと、それは当然やらなければならぬ任務である、こういう立場だけがあるけれども、その権限の必要性はない、そういうことを実行する場合には、そういう解釈が成り立つわけですか。そういう立場に立つわけですね、端的に言うと。
○政府委員(角田礼次郎君) そこが非常に微妙な

ところでございまして、一般には権限ということばを御理解になっていただきたいのですが、設置法にいう権限というのは、法律上の行政処分をするというように強制的な権限、つまり行為能力というか、そういうものを主として規定した規定なことでございまして。しかし、ある行政機関がこういうことができるというように意味で、常識的に権限という場合はむしろ権限に入ると思っています。しかし、いまの設置法は非常に変わった規定のしかたをしておりまして、普通の所掌事務と権限と任務というのを、先ほど私が申し上げたような意味で区別しているわけです。で、先ほど来申し上げているように、私も、行政指導については法律の根拠は要らないわけでありまして。したがって、そういう具体的な公権力の行使として強制的な処理としては行なわれないわけでございますから、権限の規定には入っていないと、こういうふうに申し上げているわけですね。

○大矢正君 これは根本問題の論争になると思うのですが、現在の自由経済のもとにおきましては、価格それ自身は、特定なものを除いては自由な競争のもとに需給関係に基づいてきめらるべきものであつて、政府がしかるべき一つの指導を、あるいはその他によって本来は行なわれるべきものではないのでしよう。ですから公正取引委員会も、そこに非常にむずかしい問題があると公取自身も言っているわけですね。私は、独禁法の関係をきょう申し上げているのではないのです。

そこで、したがってそういう自由経済、自由競争の原理という立場からいけば、政府が行なう行政指導の範囲というものはおのずからある程度制限を私は受けるべきものであつて、特に価格というものは、市場経済にとりましての重大な問題ですから、それに一つの方向づけを政府が与えるということは、法律的な根拠のあるなしにかかわらず、まず一つ問題があるのではないかと、いうふうには私は考えますが、それは法律論も実体論においてもそういう解釈をとるべきじゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 基本的には、いまだ矢委員の言われたことに私は全く賛成でありまして。

ただ、価格について特に御指摘になりましたけれども、私としては、一般的な行政指導についての御説明だけをいままで申し上げておりましたので、その辺が多少私の答弁が不足しているのかもしれないけれども、御指摘のように、自由経済のもとにおいて、原則的には価格というものが自由にきめらるべきものであるということから言え、そこにおのずから行政指導の限界といひますか、事実上の限界というものは当然あつていいものだと思います。ただ、なぜ行政指導というものが最近非常に多く用いられるようになったかについては、これはもうそれぞれの理由があるわけ、一番最初に大矢委員も御指摘になったように、やはり行政機能の拡大とか、行政責任の増大というものに対応するために、法律的に一々それをあとを追っていくということが行政の迅速といひますか、あるいは柔軟性、そういうものに必ずしもマッチしないというようなやむを得ない事情というものがあつたかと思つておられます。

それから、これはまたある面では非常に悪い面を持つておられるわけですが、できるだけ権力的な手段を避けたい、正式な処分になると、慎重さとか手続のめんどうさがあるというところから、それを避けるという傾向もあると思つておられます。まあ相手方のほうでも、行政処分であれば名誉とか信用とかいふものを著しく害されるけれども、行政指導であればそういう点がかなり緩和されるというふうな、そういう事情もあると思つておられます。

第二の事情として申し上げたことは、これはあまりいい理由だとは思いませんけれども、実際上そういう要求があつて、そして行政指導が行なわれる。しかし、本来行政指導というものが、いわゆる、法治主義の原則からいって安易に用いられるということはいけないという御指摘は、その点については、私も法制当局としては全く同感でございます。

○大矢正君 次に、石油業法第十五条の標準額の決定の項がありますが、販売価格の標準額として、第十五条、一、通商産業大臣は、石油製品の価格が不当に高騰し又は下落するおそれがある場合において、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油製品の生産費又は輸入価格を基準とし、石油製品の国際価格その他の経済事情を参酌して、石油精製業者又は石油輸入業者の石油製品の販売価格の標準額を定めることができる。と、こうなつておりますね。これは行政指導なんですか、それとも行政指導ではないんですか、これはいかがなんでしょう。

○政府委員(角田礼次郎君) これは一番最初に申し上げましたように、行政指導についての定義というのがばらばらでございますから、定義いかに問題に帰するのかもしれないけれども、私も、私どもとしては行政指導というのは、結局、法律上の強制力を持たないものは、法律に規定があつたとしても行政指導だといふ一応の定義をしていただいております。そういう意味では、これは行政指導に入るわけですね。ただ、先ほど御説明申し上げておられるいわゆる設置法に基づく、基づくという表現は私は正確だと思つておられます。設置法に基づいて認められている任務を遂行するための行政指導とほんとうは言わなさいいけないと思つておられますが、かりに設置法に基づくと言つても、そういう設置法に基づく行政指導とは、これは個別法規でなくて、設置法に書いてあるだけでございまして、そういう意味では個別法に書いてある、石油業法に書いてある標準額とは一応違つたということが言えると思つておられます。

○大矢正君 山形さんね、前にも私、この第十五条の問題でお尋ねをしたことがありますが、結局、政府が価格をきめるのは、それな行政指導ということばが使われるが、それは第十五条に基づくものなのか、あるいはそうでないものなのか、あるいは標準価格かという三つありますが、そのいずれかという話を聞いたら、あなたは当時は、いまでもそのいずれでもない、まだ検討中であると

いうようなお話ですが、結論的に今日の時点で見ますと、これは第一番目に言われた設置法の任務の範囲にある行政指導であつて、第十五条の行政指導ではないんだと、こういうわけですが、その設置法に基づく行政指導というものと、そして、それから生まれてくる指導価格というものと、それから第十五条の法律に基づく行政指導の標準額というものと、この違いはありますか。特に御存じのとおり、第十五条というのは罰則も何もありません、これは全く先ほど部長が言つておられるように、あくまでも行政指導、すなわち、法律に基づく権限に基づいて罰則を含めた、言うならば内容のものではないわけであつて、あくまでもこれは行政指導の範囲だ、そうする、任務における行政指導というものとこの第十五条の行政指導というものとどれだけの差があるのか。

○政府委員(山形栄治君) いま先生が石油業法第十五条第一項をお読み上げになりましたように、この第十五条第一項といひますのは、石油製品の価格が不当に高騰し又は下落するおそれがある、要するに、上下両方の場合を考慮して、結局安定、低廉な供給の確保という目的を達成するために必要があれば標準額をきめるという規定に相なつておるわけでございます。しかもその発動の対象は、精製業者または輸入業者ということに相なつておるわけでございます。これは三十七年の制度の法律でございますが、当時の情勢といひましては、価格を抑制するといひただけでなく、むしろ、非常に価格が値くずれするような場合もおそらく想定しておつた状態であつたんだと思つておられます。今回の石油に關連いたします行政指導は、大まかにいひまして、このまま自然に放置いたしますと非常なる高値が発生するおそれがあるといふことを前提に、これを何らか物価政策及び国民福祉という観点から抑制、最小限の幅にこれを押えるということが一つの大きな目的であつたわけでございます。当然その目的の範囲内から元売りの段階でこれをつかむということが必要に相なり、かつ、ひいては小売りの段階の行政指導価格、

及びこれの発展としての安定法に基づく標準価格というようなかみ方もいたしたわけでございます。われわれといたしましては、石油業法の十五條ではなく、一応設置法に基づく行政指導でこれを抑制的の最小限に押えるというようなかっこうで運用するのが妥当であるという判断のもとで行なうたわけでございます。

○大矢正君 あなたがいまの御答弁だと、十五條というのは、当時三十七年ころ法律が制定された段階で、結局、値くすれというところが中心になつてそのためにというお話がございましたが、しかし、法律の中にちゃんと、きちつと、そんな値くすれのこと書いてあるけれども、「石油製品の価格が不当に高騰し」と、ちゃんと高騰した場合にこれを便宜に書き加えてあるわけでは、使つてもいいと、使いなさいじゃない、使つてもいいと書いてあるわけですね。それをなぜ根拠のない行政指導、まあ、私に言わせれば非常にこじつけとか、行政権の拡大解釈とか、それは一応おくとしても、法律的な根拠がないから、ないからしかたがない、行政指導だということなら、それはなぜ使わないのかということに私としては非常に疑義を感じるわけですね。その点はどうですか。

○政府委員(山形栄治君) 私の答弁がちょっと正確だと思ふんですが、石油業法十五條というものは、発動の対象が石油の精製業者と輸入業者に限られておるわけでございます。標準額を設定します対象はその二者に限られておるわけでございますが、いま必要でありますのは、むしろ、精製業者から製品を受け取りましてそれを元売りする、いわゆる元売り業者のところですか、それが必要であるというのが一点でございます。それから次は、元売り段階の各油種別のいわゆる上限のせり額というものをきめることが今回非常に必要であつたと思ふます。それから、ひいてはそれの小売り段階のガソリン、軽油、A重油等につきまして、末端の指導価格を設定することが必要であつ

たということでございます。おことば返すようでございますが、この石油業法十五條ではとてもカバーし切れないということがあつたわけでございます。

○大矢正君 あなたはそうおっしゃるが、きちつと書いてあるじゃありませんか。「石油精製業者又は石油輸入業者の石油製品の販売価格の」、販売価格ですよ、「販売価格の標準額を定めることができる。」と明確に書いてあるじゃありませんか。精製業者または輸入業者の石油製品ですね、精製業者がつくった製品、輸入してきた製品、その販売価格ですよ。その販売価格をきめることができるということでありまして、これはもうむしろ根拠のない、設置法の第三條ですか、このこじつけをやるよりも、この十五條で堂々とおやりになるのが本来の筋じゃないのかと、標準価格を直ちにきめられないというならばそうされるべきものではないのかと、本来、そういう解釈のもとにこの行政指導というものは行なわれるべきものではないのかというふうに思ふますが、これは時間がありませぬから、あまり長くこれだけでやっておれませぬので……

通産大臣、あなたはお聞きになってどう思ひますかね。私は、何か通産省に思惑があつて、意識的にこの法律根拠があるにもかかわらず、その法律を使わないで、そしてやろうとして、もつと悪く解釈すれば、この機会に行政指導という名のもとに、この行政権というものを極端に拡大しようとする何か意図があつておやりになられるような感じがしてならないわけですが、その点いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 行政権を肥大化させようという意図は、われわれには毛頭ございませぬ。法の解釈は事務当局によりまして、輸入業者及び精製業者の販売額であつて、それより以降の流通過程、そういうものの面については第十五條は及ばないと。そういうことから、今度は末端小売り価格につきましても指導価格を設けておる、たとえば灯油あるいはLPGについてやっております。

ます。それはいづれ標準価格に移行いたしましたけれども、そういう意味で、一般の販売元売り関係の仕切り価格というものを行政指導価格でやるという点については不適当であつたと、そういう解釈であります。

○大矢正君 それじゃその次に、これも法制局にお伺いをいたしますが、私は、後日あらためてこの問題をやろうと思ひますから、念のために承つておきたいと思ひますし、なおまた、足りない部分は文書でひとつ御返答いただこうと思つておりますが、たとえば、独占禁止法の中には原価の引き下げというふうな、原価ということばが使われておりますね。それから物統令にも原価ということばが使われておりますね。一方、昨年の暮れ成立をいたしました国民生活安定緊急措置法の中では、原価ということばは一切使われなくて、標準的な生産費とか、生産費ということばが使われておりますね。この原価というものと生産費というものとどう違うのか、簡潔にひとつお答えを願ひたいと思ふ。

○政府委員(角田次郎君) 御指摘の独占禁止法にも、実は原価ということば以外に生産費という表現もございませぬけれども、生産費と原価とどう法律的に違うかということでございますけれども、実は、はつきりしたことを非常に申し上げにくいのですが、原価という場合には、単に生産段階のみならず、販売、輸送等いろいろな段階について用いられることばであると思ひます。したがつて、いかなる段階における原価であるかによつておのずからその内容は異なつてくると思ひます。これに対して生産費は、生産段階についてその名前のおり用いられるものであろうかと思ひます。そこで、生産段階について用いられる限りは原価と言つておるが、あるいは生産費と言つておるが、両者の間には大きな差異はないというふうにも一応考へられるわけでございます。ただ、これも語感の問題でございますけれども、貨物の輸送とサービスの提供に関するものについては、生産費という用語を使用することが必ずしも適切でない

ということでおそらく区別するのではないかと思ひます。また、生産段階を含む各段階について論及する場合には、これは原価ということばが最も適当であらうというふうなことで法律上一応区別されて使われているんだと思ひます。ただ、それは申し上げても、一つ一つの法律について、はたして明瞭にいま申し上げたような区別が意識されて使われているかどうかということになりまして、ちょっと私もあまり自信がございませぬが、いろいろな辞典などを見ましても、原価ということばと生産費ということばとが必ずしも明瞭に区別されておらないようでございますので、その辺若干、用法の上で多少入りまじつた使い方があつてもいいと思ひます。

○大矢正君 それじゃ、内閣の法制局のほうに私お願いしておきます。時間がありませんから、原価というものと生産費というものの違いは一体どこにあるのか、それは具体的な例をあげてひとつ述べてもらいたい。どうも私流に解釈すると、原価というものは会計法上きちつと定義づけがある。ところが、生産費ということになると、そういうものはないから、だからもう何と申しましうか、それぞれ自分の判断でこれが生産費だという適當な解釈が幾らでも生まれてくる余地がある。そのために政府は、逃げ道として生産費ということばを常に使われるのじゃないか。しかし一方、原価ということばになつておれば、これはある意味で法令用語ですからね。きちつともう定義づけられておられます。それだけの違いがあるのではないか。私はなぜそれを指摘するかという点、たとえば石油の価格に関する問題に關しても、標準価格の設定についても、やはり原価ということばを使わないで盛んに生産費ということばで逃げておるという意味は、そういうところにもどうも根があるんじゃないかという感じがしてなりません。これはこの問題として、あなたのはうからひとつ文書でもって私のほうにお答えをいただきたい、こゝろ思ひます。

それから、通産大臣にお尋ねをいたしますが、

十八日から実施をいたしております例の指導価格は、予算委員会その他の答弁を聞きますと、これは立期にわたって実施をするものではない、短期間のうちに標準価格に移行するつもりであるというふうな御答弁があったように記憶いたしますがね、もしそれが事実であるとすれば、その期間というものをどの程度考えておられるのか、お答え願いたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは公取の御見解もありまして、政府と公取との間でいろいろ意見交換もいたしました。そういうことも踏まえまして、もし可能な情勢が熟成されれば、その時期において、あるいは品種において指導価格から標準価格へ移行することをわれわれとしてはとめていきたい、そう思っております。その時期はどの程度、いつ可能になるか、また、どういう品目についてそういう情勢が熟成されるか、いまのところはまだちょっと見当つきません。と申しますのは、石油についてはまだ不安定要素はかなりございませぬ。最近、原油代に関する追徴金みたいなものをだいたい要求されてきている面もございませぬ、それから替相場自体がかなり変動的要素を持っています。いま、わりあい、二百八十何円というふうな値段でございませぬけれども、ユーザンスが切れるころになりますと、相当なドルの需要が出てまいります、原油代支払いのために。そういうふうな情勢で、為替相場の前途自体もかなりまだ変動的要素もございませぬ。そういう情勢から、いま、いつということをお答えすることは非常にむずかしいと思っております。

○大矢正君 いま大臣は、為替相場の話をされましたが、これは御存じのとおりたいへんな金額になりますね。たとえば年間の石油代金の支払いが百億ドルといたしますれば、いま大臣は二百八十円と言っておりますが、きのうの相場はたしか二百七十五、六円というところですね。ところが、石油の価格体系の積算根拠は二百九十円で計算をしているわけですね。といたしますと十五円近くの違いが出ています、為替差益が出る結果になり

ますね。そういったしますと、百億ドルというものを計算をいたしますと千五百億円になります。円に換算しますと、十五円違うと千五百億円になりますね。ですから、ばく大な為替差益、あるいは逆に損をするという場合も出てくるでしょうが、変動がありますね。こういうものと石油の指導価格を設定した際の積算根拠との関連は、今後どう見ていくおつもりでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この為替相場を幾らにきめて計算するかということが、一番われわれは苦労したところでございます。これは大蔵省当局並びに日銀当局と一番懇談を重ねてやるところであります。それで、大体過去三ヶ月ぐらゐの平均的なところで二百九十円という数値が出てまいりまして、それを採用いたしました。私が聞いたところでは、為替相場が十円違いますと、キロ六百円の原油代の差が出てくる、そういうことを聞いております。したがって、為替相場というものは原油代についてかなり影響を持つてくるものであると思っております。

○中尾辰義君 いま行政指導で大矢君から質疑がありました、私も少し聞いてみたいと思っておりますが、予算委員会におきましても、標準価格と行政指導の問題で議論があったようであり、まあ結局、総理のお話あるいは公取委員長のお話等聞きまして、とにかく国民がいま値下げを希望している段階であるし、まあそういうふうな要望もあつたのでやむを得ないというふうな議論もあつたようであります。そこで、これは大矢君のおっしゃつたとおり、やはり石油業法にも標準価格がありまして、この前の年末国会で出ました生活一法にも、せつかく標準価格のことにつきましては法制化されておるわけですから、まあ、私どもの持論としてはそれでやってほしいわけでありまして、そこで、いま大臣はじめ法制局等のお話を聞きましたけれども、どうもこの標準価格というのは固定をされて、機動性もないし弾力性もないし、ところが、国際経済は変動しておりますし、それに対応するにはそういうふうな固定されたようなもので

は非常に運営がうまくいかない、まあそういうふうなところらしいんです。それで、私ちょっとお伺いしたいんですが、いまあなた方が行政指導をおやりになる。で、一体具体的にどういうふうにしてやっていらっしゃるのか。聞きたいところは、その価格の指示ができるのかどうか。また、その価格を通過省としてはこの程度まで下げてほしいと、こういうふうな指導をなさつていらっしゃるのか、まあ協力をしてほしいというふうな程度なのか。ですから、一つは価格指示ができるのか、その価格指示を通過省が思つておる価格に指導するように、どういうふうな具体的に指導しておるのか、その二つ、ちょっとお伺いしたいんですがね。

○政府委員(小松勇五郎君) 行政指導によりまして価格の抑制でございますが、石油についてのやり方につきましては、後ほど資源エネルギー庁長官からお答えいただけるかと思っておりますけれども、これに関連いたしました諸物価へのはね返りを押えるという点につきましては申し上げますと、まず基礎的な物資のほとんど全部を選び出して、それぞれ品目ごとにそれを生産しております主要メーカー、そのシェアの大きいものから順番にとつてまいりまして、そして、数社あるいは十数社に及ぶ場合もございませぬが、順番に企業とお話し合いをいたしまして、石油価格が上がつてもその製品の販売価格を上げないように個別にいま指導をいたしまして、そのシェアが少なくとも過半数に達するといふふうになるまでの企業を選んだと、全部行政指導をしたということでございます。過半数の企業が価格を上げないということになりますと、これが値段を押し上げるという意味で、プライスリーダーになりますと、そのほかの過半数に満たない企業が値段を上げようとしても売れませんから、おのずからにしてその物資の価格は押えられるはずであるという前提に立ちまして、それを現在やっておりますわけでございます。

なお、基礎物資の販売価格が押えられなくても、流通段階でこれが上げられるようでは困りますので、卸売業者の代表といたしまして、日本貿易会所属の主要十七商社に対して個別に要請をいたしました。その取り扱い商品については原則として当分の間値上げをしない、積極的に行はざる値下げをするものをさがし出すということ、個別に行政指導いたしました。さらに、小売り段階につきましては、プライスリーダーとしての百貨店及びスーパーという大企業をとりえまして、国民生活に直結するような消費物資、たとえば台所用品とか衣料品とかその他の品物でございますが、これについては当分の間やはり値上げをしない、むしろ値下げをするものをさがし出す、こういうことで個別に全部またお話をいたしました。通産大臣からそれぞれの企業に対してきちんとした文書を出しまして要請をし、指導いたしておるわけでございます。

なお、全国百数十万軒に及ぶといわれておりますその他の小売りに関しまして、商工会議所あるいは商工会などを通じて、この際小売価格の引き上げは自粛するようにということを行行政指導いたしまして、いずれも協力いたしますという返事になっております。そういう形で現在価格抑制をはかつておるわけでございます。

○中尾辰義君 それで値段を、たとえば具体的に言いますと、これじゃ、ある品物が一万円である、それはあなたの方のいろいろな計算によつて、まあ八千円まではいまの経済状態では下げられると、ある程度原価計算等もやってみてですね。それで八千円ぐらゐまで下げてくれというふうにはつきりと言えらるんですか。それとも、いろいろと通産省は通産省で計算してみただけでも、あなたの方のマージン等も入れて大体一割五分か二割程度なら下げられるのじゃないかと、その程度の指導になるのか、この辺いかがですか。

○政府委員(小松勇五郎君) 二種類ございまして、ただいま御説明いたしましたのは値上げ抑制品目でございます。もし将来、どうしても値上げをしないと困るといふ事情が起りましたら、事前に届け出ていただきまして、そして主管官庁の

了解を得て値上げをする、了解が得られなければ値上げをしないと、こういうふうになっておるわけでございます。

そういうグループの価格抑制方法が一つあるわけでございますが、ただいま中尾先生お尋ねのもう一つの価格引き下げ指導でありまして、これにつきましても、品物によりましてやりやすいものとやりにくいものとございます。たとえば基礎産業界の所管物資でございますが、アルミの地金などににつきましては、ひとところ非常な値上がりがございますけれども、原局におきましてコストをばじきまして、この程度は下げられるはずであるという行政指導をいたしまして、現にトン当たり二万五千円でございましたが、下げさせております。また、生活産業界の所管としては、たとえば学用品などにつきましては二割とか三割とか、品物によって違いますが、コストを一本ばじきまして、これだけ下げられるはずであるという行政指導をいたしまして、現実には下げさせております。今後、原価計算が可能であり、かつ行政指導可能なものをできるだけ見出して、値下げ指導はやっていきたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 それで私、なぜこれを質問するかという、今度あなたの方で、基礎物資五十三品目ですか、それから生活関連物資百四十八品目、これが当分の間凍結ということになっておりますから、それで関連して私に聞いておるわけですね。はつきりと値段を指示しておるのか、それともまあこの程度で、こういうような指導をなさるのか。要点だけ言いますから、それはやはりカルテル行為との関係もございませぬ、ですから聞いておるわけですよ。

それともう一つは、一社だけ呼ぶ場合もあるでしょうし、場合によっちゃあなたがおっしゃったように、関連の業者五社なり十社なり呼んで指導なさる場合もあるでしょうが、それと関連していまの点お伺いしたいのですよ。

○政府委員(小松勇五郎君) ただいまの独禁法との関係でございますが、私どもはその点につきましては

しても非常に気を使っておるつもりでございます。全部個別に価格引き下げあるいは値上げ抑制の指導をいたしております。で、先ほども申し上げましたが、今回の指導にあたりましては、全部個別各社あてに、企業の代表あてに通産大臣から要請文を出して、それで一々個別に言い分を聞いてもらおう。もしこれを奇貨としまして横のカルテルなどができるようなことがありましたら、公正取引委員会も当然取り締まるのでございまして、私どもも積極的に協力して、そういう横のカルテルなどはつくらせないようにいたしたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 あまり時間がありませんので、これは議論すればまだいふありますが、あなた、さつきちらつと聞いたのは、幾つかの業者を呼んで指導する場合もあるようにちょっとおっしゃったのですが、それは時間が無いのでいいです。

それで私がお伺いしたいのは、基礎物資と関連物資を今度二月の下旬から三月上旬の価格に凍結をする、どうしても値上げをしなければならぬようなものは事前に通産省の了承を得るようになる、こういうことになっていくのですが、それでこの基礎物資は五十三品目、鉄鋼とかアルミサッシとかセメントとか、いろいろなありますが、それから関連物資は百四十八品目、こまかいのがあがっております。あなたのほうから資料をもらっているのだけれども、品目が書いてあるだけで、ですから、二月下旬から三月上旬までの相場がどの程度なのか、これはもう消費者はわかりませぬよ。私どもわからぬですよ、新聞に全部出ておるわけじゃあるまいしね。それで、それがわからぬと、これからかってに上げたものは私どもわからないし、買いに行ったら幾ら幾らですと言われたら、上がったのやら下がったのやらそれわからぬし、ごまかされてしまう。

ですから、せつかくあなたの方のほうでこれだけ凍結したい、通産省は国民の、消費者の皆さんの

期待におこたえておりますよ、こういうことでおつくりになったのですからね。そのかわり、標準価格みたいなそんな固定したもののじゃ非常に通産省としてもやりにくい。ここで言うのは、まあかもしれませんが、大体そういうことであると思っておりますが、それならそれで、標準価格というものが大体この程度になっておる、これはあなた、国民に知らしてもらわねとほんとうの消費者保護行政になりませぬよ、ですから、時間があれば、出してこのこれだけの品目、二月下旬から三月上旬の値段は通産省としてはこれこれでございます、こういうふうな掌握してありますよ、だから当分の間は、この値段で凍結するようにしておりますから、これはあなた、国民にはつきり示さないで物価行政になりませぬよ。いっどこで何が何ぼ上がったのやらさっぱりわからぬし、これはいま一つずつ聞くと時間がかかりますから、あとで、そのあなたの方で二月下旬から三月上旬の値段、凍結価格、これを資料出してください。

○政府委員(小松勇五郎君) いまの五十三品目でございますが、先ほど申し上げましたように、主要企業ごとに全部個別にいたしておるわけでございます。各企業の販売価格はほとんど全部違うわけでございます。それで、その違いを認めたままでいまいり上げてはいけませんよというのを言っておるわけでございます。それで、品物によりまして企業の数も違いますし、販売価格も全部違う。それを上げませぬと言つておるわけに上げますと、これはお客がございませぬから必ずわかるわけでございます。それで、各企業納得づくで上げませぬとまあ言つておるわけでございますから、もし上げてわかつたら、それは社会的な制裁も受けるわけでございます。で、その五十三品目につきましては、ほとんどが大企業製品でございます。ですから、お客にとつても値段はわかると思ひます。

問題は、むしろ百貨店、小売り店などの生活物資のほうだと思ひますが、これも各百貨店、スーパーによりまして販売価格がまちまちでございます。また、生活用品でございますから非常に数多くございまして、まあ百五十幾つという大分類はしてございませぬけれども、さらにこまかい販売価格になりますと、何千という数になるわけでございます。ただしそのほうは、国民生活に、マスに直結しておるわけでございますから、とりあえずは各スーパー、デパートごとに、わが店ではこれだけの品物について値段を凍結しておりますとか、値段を下げましたとかいうことを店頭掲示させることにいたしております。で、現にそれが続々行なわれておりますし、新聞広告などいたしておりますが、私どももなるべく早い機会にそれを取りまとめまして、主婦の皆さまなどにわかりやすいような表をつくりたい。そして、それをもちろん発表もいたしますし、御関心の向きにはお配りできるような態勢を早くつくりたいというふうに考えております。

一つ補足をさせていただきますが、五十三品目につきましては、通産大臣から各企業に出したこの価格引き上げ抑制の例の文書の末尾におきまして、なお、この措置に関連いたしました、本年三月十五日現在の販売価格について報告されるようにというのを依頼いたしております。実は私ども、二月末とか一月末とかの三月十九日より以前の値段も大体つかんでおりますので、その三月十五日現在の値段を報告してくれという意味は、その間に値上がりがあったかなかったかということもチェックするということもしております。

で、先ほど申し上げましたように、全部違いますので、この平均価格を出すのはあまり意味がございませぬし、それから、個別のを全部出すということがいかにございませぬか、その……。

○中尾辰義君 それはむずかしいからやらぬということでは、これは単なる作文になりますよ。物価対策は消費者の立場に立つてもらわねと。一応こういうふうないたしました、基礎物資五十三品目、関連物資百四十八品目はこういうふうな凍結

をいたしました。これで終わりじゃしようがないです。これね。いつごまかされるかわからぬですよ。とにかく販売側のほうからいいますと、ちよつとも高く売ろうと、それはひどいもんですよ。この場合、これ、私を言うて申しわけないですが、私の娘が実は大卒へ行つてますよ、女の子ですがね。で、ヤング用の洋服ダンスをその辺に買に行つた。見に行つて、それは安いやつですよ、キリのやつではないですよ。石油製品のビニールみたいなものがあるじゃないですか、まん中にワックが入つて、それにかぶせるようになってるやつですね。それで行つたんです。ありましてね、これ幾らですかと言つたら、八千円で、こう言つたんです。それで、まあ柄が気に入らぬものだから、少し見て帰りにまた寄りますと、よそを見たけれども、あまりいいものがないから、またもとのところへ帰つて私に聞いたんです。そしたら売り子がかわつてましたよ。これ幾らですか、九千八百円です、さつきは八千円と言つていたじゃないですか、とにかくちやちやですよ、あなた、これ。

こういう状態ですから、こんなものは何ぼで凍結したら——これは品目をあげただけでさっぱり消費者行政になっておりませんから、通産省はほんとうに徹夜でかんばんつていらつしやると、通産大臣から予算委員会でも聞いておられますから、あの程度はわかりますよ、お忙しいことは、これはやはり、ただ品目をあげただけじゃわからぬですよ。建設業者とかそういう人ならわかるかもしれせんけれどもね。ですから、ほんとうに通産省が誠意を示すなら、標準価格はやめましたと、どうもああいうがっちり、弾力性のない固定されたものでは、せつかく年末国会で皆さんに御苦勞をかけて法案を通してもらつたけれども、通産省としてはこれでやると、そういうことなんだから、あなたがたは、先、幾ら議論しても結論は出ないんでね。ですからあなた、それだけの誠意を示すならば、ちゃんと値段も二月下旬から三月上旬はこの程度の相場でありまして、大体このくらいで

凍結と、そういうふうにか示してもらわぬと、これはさっぱりわかりやしないそれで私は言うんです。ですから数が多いいですから、あとでひとつ資料を出してくださいよ、出せませんか。

○政府委員(小松勇五郎君) 御指摘のように、消費者のための行政でございますから、できるだけ価格を明らかにすることは当然だと思つて、つきましては、先ほども申し上げましたが、小売り段階におきます生活関連物資の店ごとの価格状況は、できるだけ早く一覽表をつくりまして差し上げるようにしたいというふうな考えです。なお、こちらの五十三品目のほうでございますが、この表をあらためていただきますとわかりませんが、庶民の生活に直結するものは合成洗剤、それから一般家庭用電球、蛍光灯等でございます。あとほとんど全部は基礎物資でございます。買手のほうもメーカーでございます。そちらのほうには百貨店のほうでございます。百貨店、スーパー、そのほうは先ほど申し上げましたように、できるだけ早く一覽表をつくりまして、こういう品物は、どの店で幾らで売つて凍結しておりますということがわかるようにしたいというふうな思つております。

もう一つのほうは全部違いますし、これまた企業秘密にもなりますので、基礎物資の個々の企業の出荷価格でございますね、平均的なもの、つまり標準的な価格、これは出せると思つております。

○中尾辰義君 それならば凍結ということばも、凍結というのは、あなた、これはいわゆる凍結です。すね、あんまり幅がないんですからね。ですから、どうもこれを見ましてもスーパー、百貨店、あるいは販売店により、あるいはまた、製品会社別によつていろんな複雑な種類があつてなかなかきめにくいということですね、その辺にやはり消費者側からいって、安いものを高く買わされる危険性もあるわけですから、ほんとうにあなた方が物価を鎮静させようと真剣に取り組んでいらっしゃるならば、そういうふうにかたえていかなきや……やっぱり不満を持っていますよ。そ

れじゃ行政指導なんて何だいあれば、あんなものではなかなか下がらぬじゃないかと、何をやってるんだ、通産省。それでせつかく標準価格ができたのに、なぜあれやらぬのかと、こういう議論が出てきますよ、どうしてもこれは。

それと、今度は値上げをするのは事前に了解を得るといふことですが、値上げをしたい、それはどの程度の値上げということになるのかな。たとえ一%でも二%でも値上げをしたいものであれば了解を得るのか。なぜ私はこれを聞くかといふと、こういうふうなことも言つておられるんですよ。通産省の目をごまかすために、一ぺんに上げるとまたしかられるから、ちびりちびりと何回も上げようじゃないかと、こういう業者もおりますよ、これ。ですから私、それを聞いています。その点いかがです。

○政府委員(小松勇五郎君) 一%とか一円とか上げる場合に、一々届け出るかどうかということまでは詰めておりませんが、現在、対象にしております百貨店、スーパーにつきましては、いまの値段よりは上げないということ指導しておりますので、一円か二円こそそこそこと上げていふごまかしはないものと思つて、また、私どもは、届出なしに値上げをするようなものがあるかどうかということにつきましては、価格調査官も総動員いたしまして、また、各種のモニター、あるいは消費者団体等の情報も総合いたしまして、極力監視をいたしたいというふうな考へております。先ほど先生御指摘のような、八千円が九千八百円に上がるというふうな店がございましたら、これは非常に極端な例かと思つて、それら、そういうのを個々の消費者の皆さまから御通報いただきますれば、しかるべき是正措置は講ぜられるかと思つております。

○中尾辰義君 それはいいですよ。それは私が相手で悪かつたんだ。私はおかしいじゃないかと、それはあなた、石油以来、行政指導でしばらくは凍結ということになつておるんじゃないかと、そうしたら、それはすみませんでした、安くしま

したけれどもね。ほかの人だったら何ぼかやっぱりやられてはいますよ、これね。

それともう一つは、凍結物資以外のものは自由でしょう。この凍結品目以外のものは、これは自由販売ですから、値上げをしようとする自由と自由でしょう、それは、いかがですか。

○政府委員(小松勇五郎君) 御指摘のとおり、ここにあげてあるもの以外は自由でございます。しかし、ここにあげてありますような品物は、価格凍結が可能であつて、しかも、消費者の関心のあつた大部分は含まれておるかと思つて、一方、高級品、ぜいたく品のたぐい、このほうは値上げがしつても、私ども、要するに行政指導をいたすつもりはございません。で、そういう意味で、ここに掲げてあるもの以外は自由でございますけれども、これをもつて国民生活についての大部分のものは値上りがないで済むのではないかと、いふふうな考へておるものでございます。

○中尾辰義君 あまり時間ありませんからね。結局、こういうふうに凍結品目を指定されておりますが、これ以外のものは自由ということになりまして、ほかのものはほとんど上がる傾向ありますから、そうすると、ほかの側から押し上げるといふか、どうしても上げざるを得ぬように押し上げていくような可能性が十分これはあるわけですね。しかも今後は、新聞にも出ておりますが、こういうふうにアルミ地金が値上げ申請をしておる、あるいは石油化学製品がこれは原料が上がつたので値上げを申請すると、次々と出ておるでしょう。あるいは電力も近く値上げを申請すると、そういうことに巻き込まれてしまつて、はたしてこの凍結価格というものがどの程度続くのか、その辺も非常にわれわれとしては気になることなんです。

もう時間がないので、最後に大臣にお伺いをします。電力の、電気料金の値上げのことにつきまして通産省はどう考へているのか。それと、いま申し上げましたアルミ地金の値上

げ、それから石油化学製品の値上げ等につきまして、いずれは申請もあるでしょうけれども、通産省の見解を伺いまして、これで終わりにいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 電力の問題は、価格体系に非常に影響を及ぼすものでございますから、非常に慎重にいたしたいと思っております。

それで、この間石油の行政指導価格を上げましたので、この影響がどういふふうに影響を与えるか、どういふ新しい均衡条件をつくりつつあるか、そういう情勢をよく見きわめながら、次に電力の問題に取りかからざるを得ない。時期としては、できるだけわれわれとしては延ばすような努力をしていきたいという考えに立っております。

アルミについては、この間いわゆる便乗値上げで国会からも指摘されました、われわれもさっそく引き下げを行政指導したところでございます。したがって、アルミについては極力これを抑制して、値上げをさせないように努力してまいりたいと思っております。それから、エチレンとかそういうものは、ナフサが上れば当然これは上がらざるを得ない運命にある性格の品物でございます。大体ああいうナフサのようなものは精製の過程において出てきて、二、三日の何といひますが、滞留期間のもので、パイプを通じてみんな工場に送られておるものであります。しかし、これはある程度上がらざるを得ぬだろうとわれわれも当時からすでに計算しておりましたが、最終製品は上げないようしよう、たとえば塩ビのバケツであるとか、そういうような最終製品については押さえております。

○中尾辰義君 検討とか値上げを抑制とか、そういうような答弁で、さっぱり答弁らしい答弁じゃないですけれども、いま聞くのは無理かもしれませんが、もう少し……電力は、石油の値上げで赤字は赤字なんですな。これはあなたがおっしゃるように抑制は抑制だけれども、そういうままでいいというわけにはいかぬんじゃないですか、腹のうち

ちは、ですから、ほんとうに電力を、それはなるべく抑制したいが、物価対策の手前上、あるいは参議院選挙のためまえ上いろいろお考えになっていらっしゃるだろうと思っておりますが、どうですか、大臣、もう少しその辺詳しく説明してもらえませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 電力の問題は非常に慎重を要するという考えに立っております。この問題に手をつけるというときには、やはり経済関係関係あるいは党の首脳部ともいろいろ正式に話し合いをして、政府及び与党としてのしつかりした体系を組んで、政府やらなきいかぬ問題であると思っております。またその時期にあらざると、そういうふうに判定しております。

○中尾辰義君 がこちらの身を言ってもらわなければならぬ。まあいいですよ。

○藤井恒男君 いまの電力の問題ですね、大臣。四国電力と関電ですが、これはつい最近電力料金をすべり込みで値上げしたわけですね。いろいろ業界からもわれわれ話を聞いておるわけですが、今回電力料金の値上げというものを、やはり大臣としては四国電力、関電というものを網羅して、九電力全体としてお考えになるのか。これは油の問題から派生して、全体的な問題として電力料金の値上げというのは喫緊の問題というものは、国民みんな感じておるのだけれども、しかし、九電力の中で二つが特異な存在にあるということも事実ですね。その辺のところはもう少しこまかく感想を述べてもらったらいかがかと思うのですが、どうでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 関西電力と四国電力は値上げを昨年やりましたが、最近の石油の大幅の上昇というのを見ますと、昨年の値上げというものも一つの事実ではございますけれども、それ以上の大きな経営上の変化が生じておるようでありまして、これは通産省の試算でございますけれども、大体電力会社の三月末の収支等を見ますと、約千三百七十七億程度の四十八年三月末決算の赤字が出てきておるようです。これには

もっともいろいろ条件がございます。また、これ自体もわれわれがもう少し精査して査定して見る必要もあるだろう、さらに精査を要すると思っておりますが、そういう情勢であります。

そういう中で、苦しい会社とそれほど苦しくない会社といろいろございまして、四十九年度の全体の推定をしてみますと、大体通産省のいまの計算では、電気事業法の供給計画を基礎にした収入額というものを基礎にして、それから人件費は一三・八%アップ、燃料費は指導価格のベース、それから修繕費及び諸経費は政府経済見通しと、こういう条件でやっておるわけですね。この中でも人件費の一三・八%アップというのは、春闘の要望から見てもどの程度の差があるか非常に問題点があるかもしれないが、四十九年度の赤字予想額全体を見ると、一兆四千八百一億という計算が通産省には一応出ております。これももう少し精査を必要がございます。

それらの中で会社別の情勢を見ると、やっぱり一番いま苦しい立場にあるのが東電とか、それから中部電力とか、それから中国電力とか、それから関西電力なんかも実は赤字の額からいうと登場してまいります。これはやっぱりキャパシティが大きいからでありまして、それから九州電力、あるいは四国電力等も逐次出てくる、こういう全般的情勢を見ますと、われわれとしては極力これを抑制しておきたいと思っておりますけれども、まあ将来、ある段階になったならば、私としてはそういう緊急度の高いものから電力問題に取り組んでいかねばならぬのではないかと、一律に、一斉にどうこうするということは適当でない。非常に緊急度の高いものについてグループ別に分けま

すか、短期的に差をつけるか、ともかく、いろいろふうなものをしなければならぬではないか、そういう気持ちがございます。

○藤井恒夫君 それから、先ほど期せずして両議員から出ておりました行政指導による価格設定に

け私もお伺いしたいんです。

この行政というものは法律に基づいて、法に従って行なうのがこれは原則であります。行政機関の所管事務を定めた各省設置法に準拠して価格の設定を行なうということについては、法の違法性があるんじゃないかという気がいたします。設置法というものは、いろんな解釈をなさっておりますが、それはあくまでも行政機関の所管事務の範囲と権限を定めたものであるというのが常識でございますので、これによって行政指導を行ない、企業の価格決定の自由というものを結果的に拘束するということになれば、これはやっぱり行政が立法に優位するということになると私は思うんです。やはり正しい行政運営のあり方としては、設置法による価格設定ということじゃなくて、生活安定緊急措置法による標準価格設定というのが一番無理のない形であろうというふうに思いますので、その辺のところをもう少し聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 非常に、標準価格でいくか行政指導価格でいくか、あるいは物統令法上の公定価格でいくかという点は必ずかしらところがございます。確かに行政権が過大に肥大してはいけないという御指摘はごもっともであると思ひます。しかし、やはり立法権、司法権に対立して行政権という分野も厳然としてあるのであります。それが日常生活を適正に、企業においても生活においてもあんばいをしなごら進めておるのが行政権でございます。行政権の行使という面は、内閣が中心になって、そして日常の運営を行なうという形で行なわれておまして、これは法の認められた範囲内においてかなりの自由裁量、裁量を認めつつ行なっておる余地であります。これは法その他の根拠に基づいてももちろん行なっているわけでありまして、その裁量を行なっているというわけがございまして、生きてる経済を相手にして取組む場合には非常に重要でありまして、これが恒久的安定性、あるいはある時期的安定性を要求している司法行為とも違つておるわけであります。

ますし、かつまた、そういう安定性を目的にしてつくる立法行為ともまた違うところでもありません。

そういう面からして、日本のようなこういう激動しつつある社会において、特に国際関係から見ている諸条件が非常に激動しているというときに、生きていく経済というものを適正に運営して、しかも公益を確保するためにそれを行なう。特に物価引き下げ、あるいは物価抑制という面において行なうという場合には、ある意味においてそれを行政の責任でもありませんし、法の認める範囲内においてそれを行なうことは許されるものだと思います。ただ、それが非常に長期的に永続していくことは必ずしも好ましいとは思わない。これはケース・バイ・ケースによって判定すべきであると思います。われわれはそういう意味において、標準価格に移行できるものはできるだけ早期に移行する努力をしたいと、そう考えておられます。生きていく経済を相手に物価引き下げという面から見て、この程度のこと行政裁量の余地として認められていくべきである、そういう考えに基づいて行なっておるものであります。

○藤井恒男君 これはいきょう、時間がないから詰めた質問はできませんが、行政指導による価格設定に関する質問主意書というものを衆議院段階でわれわれも出しておられますので、いずれ政府の統一した見解が出てくると思えますから、そのおりましたため質問させていただきますと思えます。

きょうは橋本局長お見えですから、私、質問いたしますが、実は予算の総括質問のうちに、繊維問題についていろいろお尋ねしたんですが、あんな大きな場所ではないので、大臣のお答えが答弁書を読んでおられるだけでいい、私も時間の制約があるのでこまかい質問ができません。

そこで、二、三お伺いします。局長でけっこうですが、一つは輸出検査体制に関する問題、実は

佐々木局長、齋藤局長の時代にも私はこの問題を取り上げましたし、今度橋本局長が就任されたおりに、申し送り事項であるということでもこの問題を取り上げたんですが、当初私が危惧したとおりのことがどんどん出てまいりまして、昨年の十月には漁網検査協会がとうとう輸出貨物から指定解除になって、二十三名の者が職場を失うという結果が出ました。今度また、現在ミシン検査協会について、これがやはり輸出貨物から指定を解くというところで、ここに勤務する五十六名の者が職場を失うというふうな状況になっております。今後この種の問題が、いまのままの検査体制というものを続ける限りにおいては、そして、わが国の輸出入というものの動きなどを照らして見ると、どんどん続発するであろうというふうに思っております。長年検査業務に携わった中高年齢層の方たちがその職を失うということがやむなくこれ、続いていくことになるので、以前から私申し上げておるように、この検査体制というものを本質的に考え直す、洗い直して体制整備を行なうということがきわめて重要なことであろうと思っております。民間の企業で、平たく言えばこれは倒産——倒産じゃない、企業閉鎖でございますから、真剣に考えてもらいたいと思うわけなんですけれども、現在までの検討経緯をお示しいただきたいと思っております。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のとおり、繊維関係の検査機関は、その業務内容あるいは経理状況が非常に悪化し、かつ一面で悪化はしてあります。さような点から、実は四十六年の九月にも再三の御指摘がございましたので、関係業界あるいは輸出業界、検査業界集まりまして組織検査懇話会というのを開催しました。あるいはそのあと個別懇話会等も開設いたしました。いろいろ検討をいたしたわけですが、利害が非常に相反するといったような関係もございまして、とうとう結論が出なかつたというふうな経緯もございまして、ただ、一昨年の十月に繊維工業

審議会が答申が出ました。その答申の中にも、検査

査団体についても、輸出検査を主体とする現在の体制に消費者保護のための検査業務を追加することを含め、現行検査機構の改編について早急に検討するように、かような趣旨の記述もございまして、さような点から、私たちがいたしましたのは、非常にむずかしい問題ではございますが、反面きわめて重要な問題であると、かたがた、先ほど先生から御指摘もございましたように、今後の繊維の輸出入貿易がどう変わっていくかということと、それから、だんだん製品が高級化、多様化している。その識別の困難性、あるいは安全性といったような問題もございまして、かたがた、検査機関に非常に蓄積された技術もございまして、いわゆる零細企業に対する技術指導といったような新しいジャンルも開発していくべきではなからうか、かような観点に立ちまして、しかるべき学識経験者を中心といたしまして、できるだけ早い機会に、できれば年度内にでもその第一回の会合を持ちたい、こういうことで現在準備を進めておる段階でございます。

○藤井恒男君 これはひとつ前々からの宿題ですから。そして、そのつど質問すればそのつど局長は同じような答弁するんですよ。もう私の任期中には必ずやりますよということ、これは佐々木さんも何にもやらなかつた、齋藤さんも何にもやらなかつた。これは現実ですからね。だから、そのことは橋本局長にも私、就任のあたりにも申し上げて、前任のお二方はなさらなかつたけど、今回はやらなければいへんになりますよということ、これを申し上げておるわけですから、年度内に学識経験を兼ねて産産の答申に沿って検討に着手するということ、信用いたします。ぜひひとつやっていたらいいと思えます。おりおりの経過はやっぱり知らしていただきたいと思えます。それから、これは予算のときに申し上げたんですけど、関税の問題ですね。大臣は、今後アメリカに対しても自由な貿易という観点から、関税問題については話し合いを行ないますよという答弁でございまして、中小によらず繊維の業界等の陳情の中にたくさん出てくること、ございまして、この布帛衣類、あるいはメリヤスなどにおけるアメリカの関税とわが国との関係が著しく相違している。アメリカの関税が非常に高い、わが国が非常に低い。日米繊維交渉で輸出の総量の規制というものを行なうわけだけども、ほとんど未達ですね。また一方、かなり繊維品というものが輸入されておる。そのことが中小企業の競争となって圧迫が加えられておるわけなんです、その中の一つとしてやっぱりこの関税問題があるんじゃないだろうか。消費者の嗜好ということよりも、関税問題も大きくこれは利用しておるんじゃないだろうかという気がいたします。関税そのものが、大蔵大臣も答弁があったように、日本の産業保護ということが第一義的な目的ですから、そういう面から見れば、関税障壁というものをなくそうというのが国家間の話し合いではあります、現状のようなアンバランスというものをそのまま容認すべきじゃないというふうな思っています。そういう面でもう少しこまかくこれからの方針などを説明していただきたいと思っております。

○政府委員(橋本利一君) 先生御承知のとおり、繊維品というのは非常に種類が多いということ、国によって関税分類が異なっておりますので、直ちにこれを直接比較することは困難かと思えますが、御引例になりましたメリヤス衣類について比較いたしますと、日本の関税は大体八%から二〇%程度、アメリカにおきましては物によって非常に相違がございまして、一〇%から五〇%、かような点からも、アメリカサイドの関税が日本の関税に比べてはるかに高いということは、十分事実として認識いたしましたところでございます。いまもお話ございましたように、関税を産業保護、国内産業との関係でどう考えていくかという問題もございまして、一応わが国といたしましては、そういう国内産業に十分配慮しながらも自由貿易を推進するという立場から、積極的に関税を引き下げると同時に、関係各国に対しても保護

関税をなくしていくように、あるいは低くしていくように呼びかけておるわけでございます。御承知のように、現在ガットで新国際ラウンドが開かれておりまして、これにつきましても日本側がかなりのイニシアチブをとっておるといふこともございます。その場等を通じて、アメリカにとどまらずE.C諸国に対しても関税の引き下げ、当方の関税に見合った程度にまで引き下げるように努力していきたいと考えております。

○藤井恒男君 その次に、たいへんこれは矛盾したようなもの言い方になるわけだ、二次メーカが非常にピンチになっておられますね。これは局長もよく御存じだと思ふんですが、まあワイシャツを例にとってもいいんですが、繊維産業の流れの中の川中にあるわけで、上からの締めつけと、先ほど来話題になっております下のほうの凍結ということで、サンドイッチのような状態で収益性が非常に悪い。しかも持って行き場がないという状況になっております。逃げ場がないというところですね、上代、下代ともびしりとワックがかけられておるわけですから。しかも、資材その他が明らかに高騰しておる。特にカタン糸がたいへん暴騰しておるわけなんですけど、こういった二次メーカの救済ということを具体的にどのようにしてやっていくのか、原糸、原綿を供給するメーカ・サイドに二次メーカの力ではどうにもならないというところがあるし、あるいは下代についても、価格の行政指導による凍結というものがあって持って行き場がないということですね。その辺をお聞きしたいのと、なぜ、糸だけがどうして他の繊維原料に比して暴騰しておるのか、糸の流通というものがどうなっておるか、この辺調べておられるかどうか、お聞きしたい。

○政府委員(橋本利一君) ただいま御指摘のありましたような品物にかかわらず、繊維全体が非常に不況を強めてきておるわけでございます。その原因は一つには、消費者の買い控え、それがやはり最終末端需要において需要減少というふうかようになっておるのじゃないか。あるいは金融引

き締めに伴いまして、流通段階と申しますか、中間需要が落ちてきておるといった需要面での減少が生産面へはね返ってきておるといふのが一般的な理由かと思ひますが、ただ、特に先生が御指摘になったような部分につきましては、両面からしわ寄せを食っておるといったようなことも実態かと思ひます。

具体的な対策といたしましては、先日、年度末の緊急融資が閣議決定されました。御承知のとおり、神籠を含めまして五百五億という、見方によってはきわめて少ない数字であるわけでございますが、この中から特に繊維に対しては少なくとも百五十億を貸し付け得るように関係省庁とも連絡をし、それを現在緊急融資をして資金融通をはかっておるわけでございます。また、引き続きまして各産地ごとにいろいろと実情をききまかく調査いたしておりまして、新年度におきましては新しい財政投融資計画も実行に移されるわけでございます。その新しい財政投融資計画の中、資金手当てをやりたいというふうなことを考えております。

それから、返済猶予につきましてもいろいろ業界から御要望があるわけでございます。一律的に返済猶予すべきじゃないかというふうなお話もございまして、現在のところでは、政府関係金融機関の財源にも関連してくる問題もございまして、ケース・バイ・ケースに判断をしております。如していくということになると思ひます。特に、先生御承知の中小企業振興事業団からの融資は、二分六厘という非常にきわめて低利の金利をもって充ちたしております。そのために一般会計からの出資等もあるというところを考慮させていただきます。必ずしも、一律に返済猶予をするということとは、それだけ効果は大きいわけでございますが、なかなか実現可能性がないのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

ついてという意味でございますか、それとも一般の糸……。

○藤井恒男君 カタン糸です。

○政府委員(橋本利一君) これにつきましても、実は十分に認識いたしておりませんが、相手方がやはり限られたごく少量の発注をするといふようなところから値段が高くなっておるんじゃないかろうかと思ひますが、一般的には紡績系、化合織系を問わず非常に三品相場等では暴落をしておるといふことで、むしろ私たちのほうといたしましては、毛糸——梳毛糸でございますが、あるいは綿糸等についてはあまりにもコスト割れになっている現状から、いかがいたしましたものかといった心配をいたしておるわけでございますが、カタン糸につきましては、十分お答えするほどのまだ数字は持っておりません。

○藤井恒男君 もうすでに私の持ち時間は来てしまったわけですが、最後に、カタン糸を一本調べてください。カタン糸がかなり暴騰しておるんです。カタン糸流通というのがどういふことになつておるか、私も勉強していないんですが、その辺よく調べて、一べんお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、お話をしました四一六の中小、これはもう繊維に限らず中小企業の倒産件数が私は激増するであろうと、これはよくない予測だけれどもするわけですが、したがって、この三月五日の五百五億が決定したおりに、通産省から出た書状の中で、まあケース・バイ・ケースによつて企業の借り残については猶予するような政府系三行に書状が出ておるわけですが、これをやっぱりもつと積極的に、まあケース・バイ・ケースということもなんですが、各産地ごとに積極的になつてもらいたい。

の場合は九・二五%ぐらいでしょう。実際中小が借りるときにはもう一〇%をこえるんじゃないですか。したがって、まあ貸し出しワックは五百五億、繊維に百五十億というものの、一〇%、一一%の金を借りつなぎにする、操短資金にする、あるいは今度の春闘のペースアップ資金にする、ということは考えられないことだと思ふんです。だから、せめて私は七%ないし八%、まあ七%ぐらいにはしなければ、せつかくの融資ワックというものは生きてこないと思う。この辺はひとつ強くお願いしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) 先ほどお話のございましたカタン糸につきましても、即刻調査いたしまして、その結果を御報告いたしたいと思ひます。

それから、ケース・バイ・ケースの返済猶予を一律にやたらどうかというお話でございますが、これは先ほどもちよつと触れましたように、私たちがいたしたとしても、常に産地の実情を積極的に把握するという立場でいろいろ調査も実施いたしております。その実態把握の過程におきまして、ケース・バイ・ケースとはいへ、当方といたしましてもその実情のいかんによつて、返済猶予について当事者のみにまかせるのではなくて、われわれも手伝いできる限りはお手伝いして、ケース・バイ・ケースとはいへながら資金操りの緩和につとめたいと思ひます。

それから、金利につきまして六分五厘、せめて七分にはならないかという御趣旨でございますが、これはどうも私自身としては非常に立場上つらいのでございまして、たとえば対米自主規制問題がございまして、それはね返りとして繊維だけ特段の措置を講ずるといふ場合には、比較的私もやりいわけでございますが、現在、繊維が一番先立って不況を強めてつはあるわけでございますが、必ずしも中小企業、繊維だけではないというふうなこともございます。そういうところから、私といたしまして関係の省庁とも積極的に話し合いを進めたいと思ひますが、今回は繊維だけというのみではどうもむずかしい点もあ

る、おのずからの限界もあるということをお含みおきいただきたい。私としてもできるだけ努力はいたしてまいりたいと、かように考えております。

○藤井恒男君 全部でももちろんいいわけですからね。全部にやるにこしたことはないんだから。時間になりましたから、これで終わります。

○委員長(駒木亨弘君) 他に御発言がなければ、本日の調査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二分開会

○委員長(駒木亨弘君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

計量法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

これより質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田現照君 最初に、この改正案の提出に至りました計量行政審議会の答申ですか、通産省が諮問をした中で一つ答申が欠けてますね。容器の内容の規格化というのが、これはどういう経緯で答申からはずれているのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 計量法を実は全面的に見直したいというように考えまして、昨年の八月に通産大臣から計量行政審議会に諮問をいたしましたのでございますが、その諮問の項目はおよそ三つございまして、第一点が消費者保護の観点から適正な計量の実施の確保の問題、第二点が公害計測の精度の向上の問題、第三点が計量器の検定検査体制のあり方の三つの諮問をいたしました。そのうちで、特に緊急を要する課題と思われまます環境計測の適正化の問題と適正な計量取引の推進の問題のこの二点につきまして、昨年十二月に中間答申という形で答申が行なわれまして、この答申を受けまして今回の改正を行なおうといたしておりますところでございます。それで、諮問をいたして

おりますけれども、まだ答申を受け取っておりません検定検査体制のあり方の問題につきまして、さらには今後、計量行政審議会でも慎重審議を続けていただく予定にいたしておりました、この関係のつまり全面的な計量法の見直し関係の答申は、来年の末ごろに答申が出るのではないかと、いうふうにご考慮をしております、その答申をいただきまして再度計量法の見直しをいたしたいと、かように考えておるのでございます。

○竹田現照君 そうすると、全面検討というのは昭和五十年の末ということですか。

○政府委員(齋藤太一君) 五十年の末ごろの予定でございます。

○竹田現照君 それで、この計量法というのはたへん専門的な法律ですから、私のようにならうとではなかなか理解しにくいのですが、それで、参考にお尋ねしますけれども、この計量行政審議会が今回の中間答申にあたってどんな点が問題になったのか、ひとつそれぞれの代表的な立場の御意見を伺いたいと思っております。

○政府委員(齋藤太一君) テーマが二つございまして、その第一のまます環境計測の適正化の問題につきましまして、おおよそ問題としては次のような議論が行なわれました。現在ございまして民間分析センターというものは非常に零細でございまして、技術面でもばらつきが多くて技術者の資質の向上が必要であるうと、こういう点から、結論をいたしまして、国家試験によりまして環境計測関係の計量士制度を創設したかどうかと、こういう結論になっておるわけでございます。それからもう一つは、環境計測の精度を向上させますために民間の分析センターの適正な運営をはかること、それから、行政機関がこれを不断に監視することが必要ではないか、こういう議論が行なわれまして、その結果といたしまして、公害関係の環境計測の計量証明事業者の登録制度をしくべきである、こういう結論が出ておるわけでございます。そのほかに、計測の方法につきまして極力JIS化をはかっていくべきであるといったような問題

点。それから環境計測する計量士につきましては、その試験内容、方法等は、従来の計量士とは違つた内容で十分それに向いた試験をやるべきである、こういう点も議論になっております。

それから、もう一つのテーマでございます適正な計量取引の推進の問題でございますが、この問題につきましましては、計量販売を促進すべきである、ということがテーマでございますけれども、これを一律に強制するということとは、商品によりまして、計量販売に向く商品とそうでないものもございまして、また、小売り店の現在の状況から見ますと、これを一律に強制することについては、小売り店の面での体制の整備状況等をよく考えなければならぬというふうなことで、十分そういつた事情を配慮してやるべきであつて、一律に計量販売を強制するということのようなことは現状ではやや無理があるのではないか、慎重にその辺を配慮すべきであるという点。それから、特に生鮮食品については計量販売はなじみにくい面がございまして、その面を慎重に対処すべきであらう、しかし、方向としては計量販売を推進し、特に容器、密封商品等につきましては計量単位による取引を義務づけることが必要であると、こういう結論になっておるわけでございます。

○竹田現照君 消費者保護の面から、計量法の問題についていろいろと検討を加えなければならぬという問題が前から言われておりますけれども、今回は公害計測、そのほか計量販売の強化ですけれども、これは内容量の表示を義務づけたというふうなこともありますが、そのほかに、消費者の代表にあたるべき人が消費者保護の面から、計量法の問題について何か審議会の中で問題が提起されはしませんでしたか。

○説明員(姫野葉一君) お答えいたします。消費者代表からいろいろ御議論があつた、御意見があつたわけでございますが、主とした意見は、ただいま局長から申し上げました生鮮食品関係、こういうものについて計量販売をしてはどうかというような点をめぐる議論が大半でございます。

○竹田現照君 自治省、お見えになっておりますね。この計量法関係の行政事務というのは、ほとんど自治体に委任されておりますけれども、その予算というのが交付税交付金から出ているわけですね。それでこの計量予算というのは、実際にこの交付税のほう、交付金のほうでまかなえられていくのかどうかですね。それと、今度の改正で公害計測という仕事が増えたわけですね。そうするとまた金がかかるんじゃないか、そういうふうにも思ふんですが、これについて、三月四日の都道府県計量行政協議会の世話人会でも、この法の改正の内容については大かた了承をしたけれども、検査設備の設置等については、国としての特段の配慮をしてほしいという要望もあつたようですね。

それと、四十九年度の地方計量予算、各都道府県別にここにもありますが、これが充足されているものかどうかわかりませんが、かなり物価の狂乱事態ということもあつて、きびしい予算になっているようです。そこで、この解説の中にも、交付税の上にあぐらをかいて、地方予算の面でもあまり通産省は顧みてないというところで、とかくの批判があるというふうなこともこれは書いてあります。そうすると、やっぱり問題がいわけてはないような気がするんですけども、これはどうなんですか。まあ通産省は通産省として、この計量行政を委任するに於いて、私も補助金名簿その他見ているんですけど、ちょっとわからないんです。何らかの財政的措置をされるのかどうか、まず最初にお伺いして、自治省としては、全体の地方公共団体が充足しているのかどうか、してないとしたら今後どういうふうになさるうとするのか。計量行政というのは非常に、特に消費者の生活に一番関係をする行政面であるだけに、やはり足りなければ十分の対策をしなければならぬと思ひますけれども、その点、それぞれの立場からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 計量行政は、非常に一

般住民と密着した仕事でございまして、先生御承知のように、明治以来、度量衡行政ということで国の委任事務ということで、府県あるいは特定の市におきまして検定等の取り締まり事務を行なっております。それに要する予算につきましては、国の委任事務でございすけれども、府県あるいは特定市の予算に計上されまして、そのしりは交付税等で国が必要な場合には見ると、こういう仕組みで運営をされております。必ずしも十分ではないと存じますが、その分につきましては、自治省等に十分お願いをしまして、交付税等で十分手当てされますようにお願いをいたしてございまして、けれども、特別に府県にまた別途国から補助金を交付するといったようなことは、現在いたしておりません。民間の分析業者等に対しての設備の補充等につきましては、一部補助金を交付している面もございすけれども、公共機関につきましても、その機関の予算並びに国からの交付税という形で充足されることを期待いたしてございすところでございます。

○説明員(石原信雄君) 現在、地方交付税の配分にあたりましては、都道府県あるいは市町村が法令の規定に基づいて実施いたします各般の行政に要する経費を算定しているわけでございすけれども、計量関係の経費につきましては、計量法の規定によりまして地方公共団体に委任されております登録事務でありますとか、あるいは認定、取り締まり、指導あるいは普及、こういったそれぞれの事務の実態を勘案いたしまして、必要な経費の算定を行なっております。たとえば四十九年度、現在御審議をいただいております、地方交付税法の改正法案の中における計量関係の経費につきましても申しますと、人口百七十万の標準団体、これは都道府県の大体平均的な団体ですが、この場合ですと、三千七百二十五万六千円の標準経費を予定して単位費用を積算いたしております。これまでも標準経費を各自自治体の行政の実態を勘案しながら積算しておりますが、交付税の計算は、何と申しましょうか、標準計算、理論計算でございす。

て、その算定結果が必ずしも各自自治体の現実の財政支出と見合わけてはありませぬけれども、全地方団体についておのおの必要の財源が確保されるように、常に私も見直しを行なっております。たとえて申しますと、四十七年度の都道府県の支出実績につきましても、通産省のほうでこれをお調べになったわけですが、都道府県の計量行政に對して支出された額を見ますと、二十億円あまりでございます。これに對して、地方交付税で算定いたします理論計算で算定された額は約二十四億で、交付税のほうがおおむね上回っております。これは交付税は、何と申しますか、確率計算でございまして、必ずしも実績を吹っかけるものでないものでございまして、こういう状態になっております。

私どもは、こういった法令によって非常に個々の事務の義務づけが具体的になされてきているものについては、交付税計算上の確かな財源措置をしやういわけでございまして、その四十八年度、四十九年度、その後の物価の上昇、あるいは人件費の上昇を勘案して経費の積算を行なっております。四十九年度予算がどういふ状況になるか、まだわかりませぬけれども、一応私どもとしては、前年度に比しまして一七〇程度の増額を予定いたしておりますので、今回の法律改正に伴う事務の増高を考へまして、全体としては財源措置は十分なされていふものと考えております。

○竹田現照君 四十九年度の計量は、実際は仕事かぶるわけですよ、この法改正に伴って。しかし、各府県別を見ますと、前年比で減つていふところは七府県ありまして、経常予算で、府県だけでは、政令都市は別としてね。それから人件費が結局高くなつていまして、人権費のほうに食われまして、事業費の面で減つていふところは、これは十幾つ、事実上は四十八年度より四十九年度予算は減つていまして、いま地方議会で審議している府県別の予算を見ますとですね、そのことが、結局大きな府県はいんですけれども、小さな県ですね、財政的に当然基盤も弱いでしようから、そういうようなところというのは特にきびし

い傾向にあるようでありまして。そこで、仕事かぶる、さらに計量行政の拡充強化、こういう問題、それから、公害計測というよな今回の改正法が通りますと、かなり専門的な技術も、必要でしようから、現在の計量行政に携わっているいわゆる技術者等の再教育も必要でしようし、かなり金がかかるんではないかと思つてございす。そういう意味では、かなり国から出すのも計量予算ということでは、かなりの問題が出てくるか、あるいはまた政府全体がこの問題について強力な施策を与えるというようなことがやっぱり必要ではないかと、そう思つてございす。

それから、法律の改正案が出され、仕事かぶるといふことが前提になりながら、なおかつ、総体の予算で減つている県が七県もあり、人件費の高騰に伴つて事実上の事業費というものが減るものが二十近くもあるというこの四十九年度の計量予算の実態を見れば、これはどうも法律の改正とは逆行のことになっていふ感じがする。私どもは、これは、その点まあとつどうするの。金が伴わなかりや、実際仕事かぶることになるわけですから、その点まあとつど心配でありますから、自治省も呼びびて見解をお聞きしたいと、そう思つていまして、交付税だけではないか、ということでは、通産省が補助金その他の問題で考へなければならぬ点ではないかと、そう思つていまして、いかがでしよう。

○説明員(石原信雄君) ただいま私が御説明申し上げましたのは、地方交付税の計算上の問題でございす。地方交付税は、御承知のように、これは地方公共団体の一般財源として配分されますので、補助金と異なりひもつきではございせん。ただ、公共団体が計量行政を行なうために通常必要な額は財源的に保障しようという趣旨で算定しておるわけでございす。

で、いま御指摘の各都道府県の現実の予算の組み方の問題でございす。この点は各団体がどういふ考へ方で、どういふ性格の予算を組むかによつて相当変わつてまいります。たとえて申しま

すと、当初予算においては人件費その他の義務的経費は全面的に組みますけれども、事業費的なものは相当ひかえめに組むというよなやり方をすす団体もあります。それから前年度との比較で申しますと、前年に大きな備品の購入費とか、あるいは施設の整備などを行なつた場合には、当然それがなくなるという意味で、予算が減額に立つというところもあり得るわけでありまして、予算の増減は、個々の団体ごとにその内容を検討いたしませんと何とも申し上げられないわけですが、ただ、ただ、全体として申し上げられますことは、四十九年度の地方公共団体の予算におきましては、予算総額は相当シビアに締められております。

これは、今日の総需要抑制という考へ方に立ちまして、国も地方公共団体も物価抑制の見地から全体としての投資的経費、建設投資というものは押さへるという姿勢で臨んでおります。ただ、その中にありましては、義務的な経費、あるいは事務的な経費については必要額を確保するように私ども指導いたしてございす。この計量行政等につきましては、当然地方交付税法の改正案を地方公共団体に示しまして、各地方公共団体においては、計量関係の地方交付税の算定上の単位表が前年度に比べて一七〇以上ふえているというところは承知いたしておるわけでありまして、その上に立つて予算が編成されておるわけでありまして、各団体としては当然年間を見通して一定の計画を持つて予算が編成されたものと理解をいたしてございす。

○竹田現照君 先ほどからお話ししていらるうちに、この計量行政というものはだんだん任務も重くなるわけですからね。法令的な裏づけをして、予算措置を考へてやるとか何とかがいふことをやればいふべきではないかと、そう思つてございす。そうでない、何か予算のしわ寄せがこういふところに来ると、要望されながら、まあ、あまりこころにこたつていふのは地方議会でも、国会だつてあまり議論になりませぬから。予算の分科会だつて、計量行政の予算がどうだこうだなんてあまり議論になつたことないんじやないですか。で

すから、どうしても忘れがちになると思いますが、すからね。しかし、仕事はますます重要性を帯びてくるといふ面から、やはり通産、自治両省とも十分な配慮をしてしかるべきではないかと、そう思います。これは今後の問題もありますから、さらに計量法の抜本的な改正というふうなことも、全面的な検討に基づく改正も、先ほどのお答えで来年、再来年度あたり出てくるとすれば、そういう際にもひとつぜひお考えを置いていただきたい、そう要望しておきます。

○政府委員(齋藤太一君) 改正法の七十条の二で規定しております「長さ、質量又は体積を計つて販売するに適用する商品」と申しますのは、商品の長さとか質量、あるいは体積を計量することが可能でございまして、しかも、それを購入する人が主としてその量目に着目をした商品と選別を、また、社会通念上も長さなり質量、または体積をはかっていることが適当と思われ商品でございまして、結局、これは商品の特性なりその品質が標準化しているかどうか、あるいは計量販売が普及しているかどうかといったようなことで、おのずと定まってくるものでございまして、この規定自体が訓示規定でございまして、「努めなければならぬ」というような規定でございまして、その商品を政令で指定するといったようなことは考えておりません。

○竹田現照君 そうすると、これはまあ常識的な線で判断するということに理解していいんですね。そうすると、これ、解釈のしようによってはどうでもとれる面がないんですか。

○政府委員(齋藤太一君) 実はこの条文を今回改めてした趣旨は、はかり売りを極力推進してまいりたい、こういうことによりまして、一般消費者の量目に対する認識を向上させ、また、はかり売りにによりまして商品選択情報も提供されるわけでございます。量目の適正化も進みますので、そういう消費者利益の保護という観点からはかり売りを推進するという立場でいろいろ行政指導をし、PRをいたしておるところでございますけれども、計量法にはかり売りを、まあ、つとめなければならぬという根拠規定が従来ございまして、行政指導を強化していきまます足がかりとしての根拠規定を置きたいということで、こういう訓示規定を置いたわけでございます。で、この規定をもとにいたしまして、広範なPR活動を展開いたしまして、消費者団体あるいはスーパー、百貨店等にもいろいろお願いをいたしまして、こういうたはかり売りに適用する商品については、極力はかり売りが普及するようにいろいろ指導を進めてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○竹田現照君 行政指導の根拠規定で、言うならば訓示規定と、こういうことですか、これを受けける側としては、別に制裁措置を受けるといふようなこともありませんから、非常にゆるやかな規定になってはどうかと思つて、審議会の中では、この点については何か論議がございましたか。もう少しくまびきすべきだと、訓示規定というようなことでもなく、義務づけたほうがいかなんとかというふうな御意見というものは出なかつたのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 審議会の議論におきまして、特に消費者関係の代表の方からは、この際、極力前進をして、はかり売りをなるべく義務づけるような方向で考えてほしいという御要望はございました。ただ、同時に、やはりまだそこまで一挙にいくのは時期尚早であつて、まずこういう訓示規定で出発をして、はかり売りが漸次普及す

るに依りまして、ある時点で強制のほうへ踏み切っていくというふうな段階的な行き方をすることが現実的ではないかと、こういう意見が結局大勢を占めまして、こういう改正になったわけでございます。

○竹田現照君 そうすると、これは段階的規定ですから、将来ある程度普及されたら判断できるときには、これは義務規定に当然切りかえていくものと、改正されていくものだというふうなこの審議の段階では理解してよろしいですか。

○政府委員(齋藤太一君) 将来の方向としては、そういうふうな方向にいくべきだろうというふうな考えでおります。

○竹田現照君 それでは、環境庁にちよつとお伺いいたしますけれども、環境庁は見えてないようですから、科学技術庁に。

○政府委員(生田豊朗君) 分析化学研究所でございますが、昭和三十五年に設立されておりました、社団法人の設立の申請がございまして、科学技術庁が認可しております。で、当初は私も、フォールアウトと言っておりますが、いわゆる原子爆弾あるいは水素爆弾の爆発実験に伴います死の灰といわれるものが降つてまいりますが、その問題が非常に大きな問題になっておりましたので、そのいわゆる放射性降下物でございまして、その分析をするということを中心とする第一の目的にいたしまして、科学技術原子力局で多少の内面指導も

いたしましてできたものでございます。

○竹田現照君 内面指導というよりは、事実上原子力局の指導のもとに設立されたと思つてある経歴の内容については、そのとおりに聞かないか、そういうことなんですか。

○政府委員(生田豊朗君) 実質的にはその経歴書に書いてあるようなことであると思つております。

○竹田現照君 とすれば、あの分析化学研究所というのは、科学技術庁と密接な立場にたつたことだけは事実なわけですね。あなたのほうの指導で実際は設立された。内容はいままになつてみますと、理事長以下何か一族で固められたような感じがしてはなつていまして、その内容については、たいへんずさんなことはずさんなことですけれども、そこで科学技術庁の指導のもとで設立された社団法人、言つてみれば、きわめて緊密な関係にたつたことが間違いない状態において、言われるような測定、分析ののち上げが行なわれたとすれば、なぜあんなにのち上げが行なわれたとすばならなかつたのか、あるいはまた、科学技術庁はなぜそれを見のがしたのか、見のがさざるを得なかつたのか、あるいはそのようなことを、うんと勧めれば、あるいはもうなつち上げ報告書というものを報告させたのか、ここがやっぱり問題として残ると思つておられますか。このことについてはどうなんでしょうか。これはいま原子力局の次長がお答えすることが妥当かどうか、これはむしろ技術局長官なりからお答えをすべきことだと思つておられますか。局長を首にしたとか、あるいは職員をそれぞれ行政処分をしたからと、あるいは回避すべきことになつて、根本の科学技術庁と分析化学との関係、今度はあれを解散させるのですけれども、新たにこのように法人ができたとしても、この根本のところを正しておかないと同じようなことを繰り返されると思つておられますか。将来に禍根を残さないために、なぜでち上げが行なわれたのか、科学技術庁はなぜそれを見過したのか、この点は、問題が起きてから科学技術庁はどういうふうにお考えになつておられる

の

か、お聞きしたいんです。

○政府委員(生田豊朗君) たいま先生から御指摘のごさいましたとおり、まことに申しわけないことであると思ひまして、深く科学技術庁一同反省している次第でございますが、このような不祥事が起きました原因につきましては、根本は何と申しまして、私も科学技術庁の監督の不行き届きということになるかと思ひます。

それからもう一つは、監督不行き届きのもう一つ前段階の問題であらうかと思ひますけれども、このような、分析の結果を捏造するというようなことは、世界の化学分析学界の歴史をひもどきまして、かつて例を見なかつた空前の事件だそうでございます、いわば学者あるいは専門の技術者の良心から考えますと、絶対にあり得ない事件であつたというように言われておりますので、その点、私も監督官庁の立場としまして非常に考へ方が甘かつたわけでございますが、よもやこういうことは起きないであらうというように考へましたのが、私も非常に判断を誤つた原因であらうかと思ひます。

それからもう一つは、放射能関係の分析につきましては、日本分析化学研究所がほとんど唯一の分析機関でございます、ほかに競争するような類似の、あるいは同種の分析研究機関がなかつたという点か一つ問題かと思ひますので、その点も今後将来の方向といたしましては、ただ一つの分析機関だけがこの放射能関係の分析を行なうのではなくて、いわゆるクロスチェックといつておりますけれども、他の分析機関とも共同あるいは競争いたしましたして、相互に牽制し合ひながら正確な分析結果を出していくというようなことが、ぜひとも必要なのではなからうかというように考へております。

○竹田現照君 空前のことが起きたわけですから、起きるに至つたそのことについて、それは予算委員会が出てきた問題以前に、科学技術庁と何か飲んだ食つたのいゆる汚職事件が最近出てますわね。だからそんなこともあわせまして、その

根本、何とかな、くされ縁があつたのか、何かそういうようなところでそのところをやつぱり解明しておかなくちゃいかぬと思ひますよ。なかなか言えないのかどうか知りませんが、これは言えなくても言わなくちゃいけない。

で、この現場の技術者の良心というものは、やつぱり正しく生かされた報告書というものは出さなければならぬことは当然ですけれども、それが理事者の段階でチェックされて、ああいふような不ゆるの虚偽の報告書というものが出されるような分析化研の組織の運営、性格、そういうものがあつたとすれば、その点はやつぱり的確に剔抉して、今後科学技術庁が考へているような新しい法人をつつたとしても、そのことが二度と起きないやうな形というものをちゃんとしておかなくちゃいかぬと思ひますよ。ですから、あなたの方の指導のもとにつくられた社団法人がこういう世界の中心で空前の問題を起こしたと、起こすに至つた大きな原因というものは、この分析化研の組織なり、あるいは運営なり性格なり、そこを何かそういうものを起こすやうな要素というものを保持してはなかつたのか。このことは、科学技術庁としてはやつぱりはっきりしておかないといけないのじゃないかと思ひますかね。いかがですか。

○政府委員(生田豊朗君) 一つの問題として、先ほど先生が御指摘になりましたように、この研究所は、理事長は非常に有名な分析化学の大家でございますけれども、副理事長と専務理事を兼務しております人が中心になりました、いわば一族郎党で固めた研究所であつたわけでございます。で、その点にやはり、ともすれば客観性を失つて申しますか、そういう問題があつたのではなかつたかというように考へております。したが、いま進んでいるわけでございますけれども、そういうことを繰り返すことがないように十分注意しております、それから分析の結果につきまして、第三者で構成されます評価委員会によりまして、その結果をさらにもう一度検討するといふやうな

ことで、再び過ちを起こさないように、十分留意してまいりたいというように考へております。

○竹田現照君 そうすると、分析化研の技術者のほうには問題はなかつたか、もしあつたとすれば、委託を受けるに足るだけの技術者がおらなかつたのか、あるいはまた、全体的にそれを調査すること、技術者も足りなかつたかといふ、そういう問題もあつたと思ひますが、そういう点はなかつたか、その技術者の測定の結果というやうなもの、はもうはつきりしておつただけでも、いまおっしゃつたように、私も言ひましたように、その理事者がほとんど何とかがいふ人の一族なんですね。だから、その理事者の段階でいゆる間違ってひん曲げられたんだ、こういうふう理解して間違ひありませんか。

○政府委員(生田豊朗君) まことに申しわけございませぬけれども、その点につきましては、私も今回の事件が起きましたから、その理事者から現場の分析の担当者に至りますまで関係者を呼びましても、個々に事情を聴取いたしました、その真相の究明に極力つとめた次第でございますけれども、それぞれ説明あるは陳述がかなり食い違ひまして、ただいま先生おっしゃいましたように、現場の技術者が自分が自分だけの考へで捏造したんだといふことを言っている者もございませぬ、また別の者もございませぬ、どうも私どもの調べました範囲内では、徹底的な調査ができない段階でございます。で、本件につきましては、警察当局がすでに捜査を開始しておりますので、私どももいたしましたしては、警察権によりまして捜査の結果によつていろいろ事態が解明されてくるのであるやうというように考へている次第でございます。

○竹田現照君 そうすると、やはりこれは新しく法人をつくるにしても問題なんです、技術者の段階でひん曲げたやうな測定の報告をしたといふことになれば、ちよつとこれはかなり、おそろくこの種じゃ日本が一番大きい唯一のものではないか。それが信用できないといふことになるわけですね。私はむしろ、技術者の段階では間違ひなかつたけれども、理事者の段階でひん曲げられたといふように理解しておつたのですけれども、技術者の段階でも何かわからないといふことになるか、それは原因の究明が司直の手によつて解明されるまでわからぬといふれば、新しい法人をつくるといふたつて、これもまた私は問題のやうな気がするんですけれどもね。これは原子力局長の首をちよん切つたといふことだけでは私は片づかないと思ひますよ。この種の……、まあ今度の計量法の改正で、環境庁でもいゆる国立のやういふ機関がないわけですから、そうすると、やつぱり何かそういうものを設立してそこに委託するやうな形をとるとすれば、調査の結果に国民が信頼を置かないといふやうな事態というものが次から次へ出てくるやうな懸念があれば、これは私はたいへんだと思ひますね。ですから、この点はどうですか。

ところで、きのうの朝日新聞の読者の投書欄にもやはりこのことと同じことが書いてある。ごらんにになりましたか。同じやうな愚を繰り返さうとしていて、いふこと書いてあります。ですから、その原因といふものはやつぱりはつきりさせてもらいたいのと思ひますが、いまの段階でははつきりできないんでしよう、いまのお答ではね。そうすると、次の法人ができるまで、この原潜の放射能調査といふものを理化学研究所、放射線医学研究所あるいは原研、こういうものに委託するといふことを言つてますね。ところが、この研究所の労働組合といふのは、そういう委託を受けてもそれに代るだけの体制がいまいと。とすれば、分析化研の二の舞い起こすやうな懸念があるといふやうなことで、これを引き受けることについては反対をしていふといふけれども、きのうの投書欄では、森山長官は、労働組合は分析業務の引き受けに口を出すなと、こういうことを言つておられるか、言つてないかと、いふことで投書に書いてありますね。私は、この点はつまびらかでありませぬが、そうすると、直接に携わつていふところが引き受ける自信がないと言つてい

たけれども、理事者の段階でひん曲げられたといふように理解しておつたのですけれども、技術者の段階でも何かわからないといふことになるか、それは原因の究明が司直の手によつて解明されるまでわからぬといふれば、新しい法人をつくるといふたつて、これもまた私は問題のやうな気がするんですけれどもね。これは原子力局長の首をちよん切つたといふことだけでは私は片づかないと思ひますよ。この種の……、まあ今度の計量法の改正で、環境庁でもいゆる国立のやういふ機関がないわけですから、そうすると、やつぱり何かそういうものを設立してそこに委託するやうな形をとるとすれば、調査の結果に国民が信頼を置かないといふやうな事態というものが次から次へ出てくるやうな懸念があれば、これは私はたいへんだと思ひますね。ですから、この点はどうですか。

たけれども、理事者の段階でひん曲げられたといふように理解しておつたのですけれども、技術者の段階でも何かわからないといふことになるか、それは原因の究明が司直の手によつて解明されるまでわからぬといふれば、新しい法人をつくるといふたつて、これもまた私は問題のやうな気がするんですけれどもね。これは原子力局長の首をちよん切つたといふことだけでは私は片づかないと思ひますよ。この種の……、まあ今度の計量法の改正で、環境庁でもいゆる国立のやういふ機関がないわけですから、そうすると、やつぱり何かそういうものを設立してそこに委託するやうな形をとるとすれば、調査の結果に国民が信頼を置かないといふやうな事態というものが次から次へ出てくるやうな懸念があれば、これは私はたいへんだと思ひますね。ですから、この点はどうですか。

ような状態の中で、それを引き受けさせて法人の設立までのつなぎをするという事は、私は、ちょっと問題があるんじゃないか、はつきりしたものがで上がるまで、この放射線の調査というものの委託というものは停止しておいたほうがむしろ適切ではないか、そう思うんですけども、それはどうですか。

○政府委員(生田豊朗君) ただいまの点につきましては、理化学研究所あるいは放射線医学研究所の労働組合に異論のあったことは事実でございますが、その後、両研究所の理事長、所長、その他の管理者にお願いをいたしまして、実際にこの分析業務を担当いたします研究者の方、あるいはその他のそれを補佐する技術者の方と、かなり時間をかけまして十分お話し合いをしていただきまして、結果、大体完全に御納得をいただくという段階になりましたので、当初よりも多少その結果予定はおくれたわけでございますが、それぞれ分析業務を円満順調に開始するという体制になっております。

○竹田現照君 それじゃ、科技庁に最後にお伺いしますが、いずれにしてもその原因がはつきりしないという事は、これはたいへん遺憾なことだと思えますし、それは司直の手にゆだねて原因をはつきりさせるといふ以上に、私はやっぱり科学技術庁自体の責任において、とことんはつきりさせるべきことだと思っております。それで、先ほどお答えの中にもありましたクロス・チェック、チェックシステムというふうなものを導入することがやっぱり大事だと思っております。これから計量法の関係でもお伺いしますが、科技庁としてもチェックシステムというものを今後取り入れていく、もし取り入れるとすればどういう形において取り入れようとなさっているのか、この点お伺いしたいと思えます。

○政府委員(生田豊朗君) ただいま先生の御指摘になったとおりでございますので、私ももちろんチェックの必要性につきまして非常に痛感している次第でございます。それで、今回の理化学研

究所、それから放射線医学研究所等がこれから行ないます、いわばつなぎの分析につきましても、もうその段階からクロスチェックを導入してというところでございます。第三者、つまり、それぞれの研究所の分析担当者との関係のございませぬ第三者から構成されます評価委員会をつくりまして、その各研究所から出てまいりました分析の結果を、第三者の目によってもう一度見直すというところによってその正確を期すというところで、今後ともそれを継続する予定でございます。したがって、これももう結果論でございますが、もしもいままでの日本分析化学研究所につきましても、そういう第三者の評価機関というふうなクロスチェックのシステムが導入されておりましたならば、かりに分析化学研究所が今回同じような不祥事を起こしても、その結果がそのまま、再検討されることなしに表に出るということにはなかつたというふうに考えておりますので、この第三者による評価機関、いわゆるクロスチェックというものが、この種の問題につきましては非常に重要であろうというふうに考えておる次第でございます。

○竹田現照君 それじゃ、科学技術庁はよろしうございます。それで、環境庁にお伺いをいたしますが、今度の計量法の改正のほとんどは環境庁のこれから仕事になるわけですから、公害基本法からいいますと、公害状況の把握その他の云々というのは十三条によく書いてありますが、国の責任において分析調査というものはやるのがまあ当然だと思っておりますけれども、その点では、いわゆる国の直接責任においては私はいま行なわれてないと思っております。そこで政府は、この公害の分析調査体制の整備についてどうお考えになっておられるのか、またはどんな対策をなさろうとしておられるのか、これを最初にお伺いしたいと思えます。

○政府委員(藤本孝雄君) 国民に信頼されます権威ある公害行政を進めてまいらるるためには、各種公

害関係の分析測定というものが、公正でかつ科学的に実施されることが最も基礎的な要件であると考えております。環境庁といたしましては、当面は、民間の機関に分析を依頼する場合には、先ほどお話しございましたようなクロスチェックを徹底いたしますし、また、分析結果に対する信頼性の確保にとめるために懸命に努力をしております。同時に、環境行政における今後の分析測定体制のあり方につきましては、現在、環境庁におきましていろいろな実態の調査を行なっておりますので、これらの結果を考慮に入れました上で、最も効果的な、また、信頼を得られるようにするよう検討してまいりたいと考えております。

○竹田現照君 基本的には、公害の分析調査というものは国民の生命安全に直接関係をするところから、公共的な機関で行なうのが私はもう原則だと思っております。ですから、民間機関に委託をするというのは、そういう機関がさしむきないから行なうという、言ってみれば、副次的といえますかね、そういうことだろうと思っておりますが、むしろ、いま副次的なのが主体になっているといったほうがいいと思うのですが、基本的には公共の機関で行なうべきである、その点については公共の機関と政府側の見解とはあまり違わないと思っておりますが、それを確認しておきたいと思えますし、少なくとも国なり公共団体が、今度の計量法の改正に伴って、これはいろいろなところから、企業その他の調査もありますけれども、国なり地方公共団体が行なうという調査ぐらいはその国の機関、いわゆる公共機関で行なうような体制というものを早急につくるべきではないか、そう私は思うのでございます。この点はいかがですか。

○政府委員(藤本孝雄君) 先ほどお答え申し上げましたけれども、現在の二月に、地方公共団体における公害関係分析等の実施状況の調査をいたしております。その調査によりまして、業務量が把握できるわけでございまして、その業務量の中で公共団体がどれだけの業務量を委託または、民間の検査機関にどれだけの業務量を委託

調査をしておるか、その点がわかるわけでございます。同時に、民間の検査機関の実態調査もこれまで行なっておりますので、その結果が出た段階で慎重に検討の上、善処いたしたいと思えます。

○竹田現照君 いや、基本的には公共の機関がこういうものを担当すべきではないかという点については、御同意いただけますか。

○政府委員(藤本孝雄君) 先生の御意見と同じでございます。

○竹田現照君 そこでいま科学技術庁に――皆さん途中からお入りになりましたですね。例の分析化研に、富山のイタイイタイ病をはじめいろいろな調査の依頼を、環境庁もあの分析化研を推奨団体として、地方公共団体にも調査の依頼を推薦しておったようですね、依頼をしたというふうでつち上げましたけれども、依頼をしたというふうな調査ですね、地方公共団体等が分析化研に依頼した調査結果についても、ああいうでつち上げがないとは私は言えないと思うのです。これは環境庁としてその点の追跡の再調査というものを、この間、何かやっておられたかにニュースでちょっと聞いてもありませんでしたけれども、つまびらかではありませぬのでお尋ねをしますのですけれども、もしやっていたとすれば、その結果が出ておられたのか。万一間違ったようなでつち上げあるいはインチキがあったというような場合にはどういうふうに対処されようとするのか、どうなっているのか、ひとつお聞きしたいと思えます。

○政府委員(藤本孝雄君) いま担当の者が来ておりませんが、詳しくは後ほど調べまして御報告申し上げますが、先般の分析研の問題が起りまして、環境庁といたしましては、直ちに追跡調査いたしました調査につきましては、直ちに追跡調査といたしますので、その結果につきましては、いま担当の者が来ておりませんが、詳しくはお答えできませんが、あとで調査の上御報告申し上げます。

○竹田現照君 事務局も来ていますか。――調

査はしているんですか、分析化研の行なった報告書に基づく再調査ですね、これはやっているんですか。

○説明員(津澤健一君) たいま水質保全局で実施中でございます。

○竹田現照君 それでまだ結果は出ていないということですね。再調査の結果は出ていないということですか。

○説明員(津澤健一君) 詳しくは水質保全局のほうでないとつまびらかではございませんが、私も聞いておりますと、これよりいまして、ただいままでには水銀についてはシロということが出ております。その他につきましてはなお調査中でございます。

○竹田現照君 それで、まあ調査結果が出ていせんからあれですけれども、もしクロというような事態が出てくるとすれば、科学技術庁と全く同罪で、あなたのほうもあの機関を推挙していたわけだから、環境庁の責任というよりは政府自体の責任になるわけですね、これは綿密な再調査をぜひやっていただきたいと思っております。

そこで、新法、改正法に基づいていろいろとまたやられるわけですが、通産省の計量課が調べた「環境測定分析機関の実態」というのがここにありまして、これは全国には三百から四百あるそうですが、いろいろのものをいれて、従業員が二十八人以下が約五〇%ある、三十人以下のものをいれれば約八五%なんですね、これは技術者さんはないかと思っておりますが、こういうふうなものがある企業で、これからの公害計測というふうなもの、国なり地方公共団体なりその他企業等の要請に十分こたえ得る体制にあるかどうか、環境庁としてはお調べになったことございますか。

○説明員(津澤健一君) 民間の機関につきまして、昨年の十一月、当庁の大気保全局と水質保全局が中心になりまして調査を行いました。その結果、たいま先生の御指摘がございましたように、機関といたしましては民間のものが約三百ござ

います。そこに従事しております分析関係の技術者の数は約六千五百というふうな数字が出ております。これを加えまして、本年の二月に、さらに地方公共団体及びその地方公共団体が委託をしております研究の詳しい実態を調査したいということ、ただいま都道府県に依頼中でございます。これらができ上がった段階で、そのような事実があるかどうかにつきまして詳細に検討したいと考えております。

○竹田現照君 いま技術者が六千五百ということをおっしゃいましたが、これは通産省の調べでは、この分析機関の技術者の総数は百五十九企業で二千六百三十人になっております。一企業あたり十六・五人、これは、いまおっしゃった技術者というの、地方公共団体から国まで含めての教なんですか。

○説明員(津澤健一君) たいま申し上げましたのは民間のものでございます。

○竹田現照君 ちょっと通産省にお尋ねしますが、民間で六千五百といま環境庁は言うのですけれども、おたくのほうのこの印刷物、四十九年一月に出たものでは二千六百三十人というふうになっておりますね。これはどこか食い違いがあるのですか。

○説明員(姫野環一君) 実は竹田先生がお持ちの資料は、四十九年一月の「環境測定分析機関の実態」という資料かと思っておりますが、この資料につきましては、初めの第一ページに書いてございまして、日本環境測定分析協会に所属しております環境測定分析機関百八十七機関の実態調査でございます。したがって、先ほど環境庁さんのほうからお答えいただきました対象企業と若干食い違っているのじゃないかと思っております。対象が三百社と申しておりますから、そういうところどころいった数字に食い違いが出ておるのではなからうかというふうに思っています。

○竹田現照君 そこで、この日環境に入っている百八十七機関ですね、いま通産省側のお答え、これはかなり分析機関としても、まあ優秀であるか

どうかかわらないですけれども、かなりいいところなんですよ。これに漏れているというところになるとさらに中小もいっところじゃないかと思っております。百八十七機関でも民間企業が八四%です。社団、財団というのが、公益法人が一六%、圧倒的に民間企業が多いんですね。ですから、そのほかにこの調査の倍以上の技術者というの、どういふふうに分布されているのかわかりませんが、私は、この民間分析機関というものがかなりいいかげんなものもたくさんあるような気がするので、いまのお答えを聞いておつても。

それです。それから、これからこの法律で規制をしてアウトサイダーでなくなるにしても、やはりその点は整理統合なり監督体制をかなりきびしくしないと、分析化研とどこでもない問題点がたくさん出てくるのじゃないかという気がするので、この法律では、こういうふうなものが、この基準というふうなもの、何もいわずで、ですから、小さいところには、分析を引き受ける基準というもの、これはこういふ程度の以下であるとか、このくらいだとかというふうなもの、をかなりきびしくかくきめておかないと、何でも引き受ければ金になるといふようなこと、でやられたのでは、これはたいへんなことになると思われます。こういう民間分析機関に対するさまざまなことを考えた政策的な配慮、こういうものはこれは、法律に基づいて環境庁が主体的に行なわれるのでしようけれども、お伺いするところによりますと、日環協に加盟を

しているものも、これは特殊法人にして両省庁の共管の法人にするやにも聞いておりますから、両方責任があると思っております。その点ある程度の基準というふうなもの、をやはりきびくめるといふこと、それから、かなりきびしい監督体制、監視体制というところもやはり配慮しないといけないのではないかと思っております。そういう点はこの法改正にあたって通産、環境庁ではどういふふうにお考えになっておるのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 私どもの調査では、現在、いわゆる町の分析業者というものが、業として

しておりますのが約三百ないし四百社ぐらいあるように考えます。これは特に昭和四十七年ごろから急速にふえてまいっております。その実情はたいま先生御指摘のようにまだ零細なものも相当多数ございます。したがって、こういうものがちゃんと正確な環境計測をやりますように今回計量法を改正いたしました。こういう業として環境計測等を行なう者につきまして、この計量法に基づきます登録制をしくことを考えた次第でございます。

今回の改正法によりまして、業として環境分析をして証明をする者につきましては、この法律の百二十三条によりまして、都道府県知事に登録をしなければその営業を営むことができないことになりました。登録の基準といたしまして、一定の計量器を持っておる、それから、計量士あるいはこれに準ずる者が一定の事務所を持っておる、そういう条件を課しまして、その要件に合わないものは登録はしないわけでございます。また、登録を受けたあと、事業規程を都道府県知事に提出することになっておりますが、その事業規程には計量の実施の方法、記録の保存の方法、あるいは計量の実施の方法、記録の保存の方法、その他活動分野等を事業規程の中に書かせまして、これを附帯がチェックする。加えて報告聴取、立ち入り検査といったようなことを行ないまして監督をすることになっておりますので、従来の

ような業者が野放しであった時代と違いました。本法によつて登録制をしますと、こういう業者の公正さが相当担保されるのではないか、かように考えておるところでございます。

○政府委員(藤本孝雄君) 環境庁といたしましては、今回の改正によりまして、物的にも人的にも分析機関のレベルアップが期待されると考えております。その具体化にあたりましては、通産省と十分に連絡をとりまして、公害分析測定技術等のレベルアップにつとめてまいりたいと考えておりますが、民間のこのような分析検査機関のレベルをアップする、物的、人的の両面から信頼されるもの

にしなければならぬという先生の御意見につきましては、私も全面的に同感でございます。このレベルアップをするために、先ほど来から申し上げておりますように、環境庁といたしましてはまず業務量の把握と、それから民間の検査機関の実態を調査いたしておるわけでございまして、この調査結果が出てまいった段階で、私ももいたしましてこのような民間の検査機関の物的、人的の両面から信頼されるようになるようレベルアップをするために何らかの措置をとってまいりたい、かように考えております。

○竹田現照君 科技庁と分析化研との関係もあいうふうなことから、そして、事件が起きてもその原因がいまなお不明なわけですね。どこに欠陥があったのかわからないというお答えなんです。そういうような状態ですから、ああいう関係においてすらそうなんです。三百も四百もあるという分析機関個々になってくると、かなり問題が出てくると思うのです。ですから、いま法律である事業登録制とか事業規程、あるいは立ち入り検査だけでは私は十分ではないと思っております。先ほどもお答えがありました技術者にしても、六千五百という、正しく把握されて日環協に入っている約二千六百三十人以外の人はいくらもなっていないのかという調査もまだ不十分なんです。どういふふうになっているか。ですから、民間の分析機関そのものの現状がどうかということ、政府側でもまだはつきりしていないわけですね。

それです。そういう状態の中で現にこれらの機関は分析業務をやっているわけですよ。かなりあふんなかしの心配がないとは言えないわけですから、そういう点で先ほど科学技術庁もクロスチェックの問題も出ていましたし、政務次官もそういうことをお答えになりましたけれども、この二重検査、クロスチェックの問題は、これは法律上ないので、実際は、ですから、今後のこの分析機関に対する監督体制とあわせまして、これは民間機関じゃなくて国なり公共団体自

体がやらなくちゃならぬことですから、今度二重検査の問題は、その点は早急に体制を整えねばならないわけですが、これはある程度の見通しというものはございませぬか。

○政府委員(齋藤太一君) この分析業者の信頼性を確かめる方法といたしまして従来しばしばとられておりました方法は、依頼者が分析を依頼するサンプルの中に、すでにその数値がわかっているサンプルを混入と申しますが、一部に挿入をいたしまして、そして、すでにわかっている数値の資料につきましてその分析機関がどういった数値をつけてきたかというところを見まして、その分析の技術の度合い、信頼性をチェックするという方法がとられておったようにございませぬ。これは、注文主が依頼する相手を選択する一つのやり方としてそういう方法がとられておったわけでございます。

先ほど科学技術庁からお話ございましたように、もう一つの方法は、二つの機関に資料を委託をしまして、両方の数値を突き合わせてみるという方法もあるかと存じます。ただ、これは非常に費用もかかりますし、資料を二つに分けるといふところにいるらむむずかしい点もございまして、ときおりチェックという意味では可能かと思っておりますが、全面的にダブルで資料をとるといふことは非常にむずかしい面があるかと思っております。取り縮まりの体制としまして、信頼性を調べると申しますか、どの程度その分析センターの分析の結果が妥当性があるかということを見る方法といたしましては、濃度等がすでに知られております標準の資料をその分析センターに渡しまして、そしてそれを分析をさせる。その結果が、こちらであらかじめ知っておりました濃度に非常に近いかどうかということと監督をする仕組みが考えられるかと存じます。

今後取り縮まりという形でやっていくといたしますと、そういう方法を採用することが一つの方向であろうかというふうに考えておりますが、この場合の問題点は、既知の濃度の標準資料が現在

の体制ではまだ供給が十分でございせんので、まず、標準資料の供給体制の確保をこれからはかりまして、これを使いましていまの分析技術の程度を、信頼性をチェックする、こういう方向に持っていくというふうな方向に考えておりますが、そういういろいろなやり方につきまして、現在いろいろと検討を進めておるところでございませぬ。

○竹田現照君 そこで、それは検討だけじゃなく具体的にやっていたらいいのですが、それで、先ほどちょっと触れましたけれども、分析機関が大小さまざまなものから、一つの統一基準をつくれというのを私は言っておるわけですね。それから、かなりダンピングをして仕事を受けておる機関もあるというのを聞いています。そうすると、ダンピングをするというのは、これは分析委託料というものがべらぼうにもうかるのか。値下げしても十分採算がとれるというふうにとれる面もあります。そうすればかなりもうけ過ぎるという、これもまたけしからぬ話ですが、もし適正な料金でありながら、なおかつダンピングしてまでも引き受けなければならぬというところになると、これは当然手抜きということが考えられます。そんなことをやっていたら、これは分析機関としてはなほだ心もたないことになりまして、そこで私は料金の、何か統一料金というか、標準料金というか、そういうようなものをおのずから設定をしていんじやないかと思っております。まあこの法律ができれば、たくさんあるやつがいろいろ整理統合されるのかもしれない。分析機関が当然またそうならなければならぬと思うんですけれども、ですから、そういうようなものを民間の分析機関に対する監督体制からいっても、それから仕事の重要性からいっても、そういう基準を設けるといふようなことについてはどうなのか、重ねてお尋ねしておきます。

○政府委員(齋藤太一君) 私どもの調査いたしましたところでは、現在の機関の大体平均の規模を申し上げますと、人員が約二十名でございまして、技術者が十六人半でございませぬ。それから、事業

場の分析室等の規模が大体三百平方メートルぐらいでございまして、一機関当たりの投資額が約一千万円というふうな規模になっております。ただ、これは平均でございまして、これより非常に大きなものもあります。きわめて零細なものもございませぬ。零細なものにつきましては、今後業務量が、仕事量が拡大して、あるいは統合等によりまして、平均規模に近づくように指導をしてまいりたいというふうな方向でございませぬ。

それから、標準仕事量とか、あるいは料金の指導といったような点でございませぬけれども、まず料金につきましては、御承知のように独禁法の関係もございまして、業者自身が統一料金といったようなものをつくるのは非常に問題があるかと思っております。あまりにおかしな料金等がある場合は、個別に政府としては指導するというような体制でまいりたいと思えます。ただ、依頼をする場合に、非常にこれは高いか安いかわかるといったような判断を依頼者がします基準として、たとえば、水銀分析の場合にはこういう工数がかかるというふうな分析の項目ごとの標準工数、あるいは標準工数といったようなものは独禁法の関係はないと存じますので、こういうものを全国組織でございませぬ日本環境測定分析協会あたりにつくってもらいまして、標準工数といったようなものを依頼者にお配りするといったようなことは考えてまいりたいというふうな方向でございませぬ。

なお、登録に関しましての事業規程におきましていろいろの監督上の基準につきましては、客観的な基準をつくりまして、統一的に運営をいたしたいというふうな方向でございませぬ。

○竹田現照君 ちょっと前後しますが、環境庁の水質規制課長お見えになりましたから、一言だけ。

先ほど、おたくのほうのことでちょっとお答えがでなかつたのですが、分析化研に依頼した調査報告に対する再検討をいまやられておるそうですね。そのことに対する結果というものは、大

体全体的にいづろ出ることか、何か水銀のことはシロというように出ていたようですが、その他のことについてはどう進行状況になっているのですか。

○説明員(太田耕二君) お答えいたします。

水銀につきましては、専門家によりなす検討委員会を組織いたしましたので、そこで一部サンプリング、それからその他の項目につきましては、全体につきまして、要するに、九水城の関係の水銀の安全性を確かめる必要があったものでございまして、早急に検討を開始したわけでございまして、その結果、中間報告でございすけれども、現状の状況では、その出ました分析結果は信頼し得るに足るといふ結果が一応出ております。それから、その他PCB、それから一般重金属の項目等につきましては、現在受託能力の評価ができるかどうかの問題が一つと、それから、いまままで出ております数字が、はたして水銀と同じように信頼性があるものかどうかにつきましては、現在調査しておる段階でございすけれども、一応私どもいまままで当たっているところでは、だいたいどうぶでなかるるかというふうに考えております。しかしながら、現在何ぶんにも調査進行中でございますので、結論を出すまでには至っておりません。

○竹田現照君 見直しはどうか。

○説明員(太田耕二君) 四月そうおそくない時期にその一応の見直しを得たいと、かように考えております。

○竹田現照君 それでは、時間も参りましたから、はしりまして……。

先ほども話しましたように、今度の法改正で地方自治体の委託の問題がかなり多くなるわけですが、けれども、都道府県で民間の分析機関に対する常時の監視体制というものは十分即応でできる体制になっているのかどうか、これをひとつお伺いしたいこと。

それから、この分析機器の点検、分析結果、こういうものについてはかなりの知識を必要とすると思うのです。そういうものに対する訓練なり、

養成なり、これも絶対必要なことなんですけれども、これはどういふふうになっているのか。

それから計量教育所、それから、都道府県には計量検定所というのがあるんだそうなんですけれども、そういうところの再教育——結局再教育をしなければならぬのでございすけれども、その点はどういふふうになっているのか。この計量教育所の終了者——計量課の調べの資料を出してもらいますと、四十期以降——この四月からは四十四期です、四十三期まで四十四期以降、四十一、四十二、四十三期までのあれを見ますと、国、地方庁からこの計量教育所の課程を終了した者は、四十七年度で五十五名、四十八年度で四十九名、で、この四月に入る者は十五名、こういうふうなことで、これは——こういうものに携わる者は、これもおそらく技術者なんでしょう。万全なかどうか、たいへん懸念をいたしますけれども、これはどういふことになるのか。

それから、先ほどから応答がありましたように、クロスチェックというふうなものを導入するということになれば、ますます国なり地方公共団体の仕事というものはふえますし、それからまた、そういう技術者というものもより必要になってくるわけですけれども、これはどういふことになっているのか。この公害行政にほとんど全責任を担っている環境庁を含めまして、こういうものが十分でないといふ結果になりますから、いかがなっているのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 本法は、昭和五十年から施行する予定でございすけれども、これが施行されましますと、この分析機関は計量証明事業所として知事の登録を受け、その監督を受けることになりまします。府県知事といたしましては、登録をするかどうかのチェック、それに登録をいたしましたあと、事業規程の審査と、それから、事業所が持つておられます計量器を毎年一回定期検査をする、さらに、その業務の運営状況等を立ち入り検査をいたしましたり、報告を聴取したり、その他のチェックをすることになります。そういう意味で、たしかに

おっしゃる通りに事業量は相当ふえることになりうかと存じます。ただ、全国で約三百ないし四百社ございすので、現在のところは府県別に割りましますとあまり大きな数にはならないかと思ひますが、いづれにしましても、そのための監督体制の整備につきましては万遺漏なきを期したいと、そのための予算の充実につきまして、先ほど先生からも御指摘をいただきましたが、十分自治省とも御相談いたしまして予算の確保につとめたいと存じます。

それから、監督の人員につきましては、現在府県の計量関係の取り締まりの職員が、市も合わせまして千四百人おります。年々相当数ずつふえておりますが、さらに他の部局からの応援を得るといったようなことで人員の充実ははかりたいと考へます。

それから、担当職員の再教育の点につきましては、計量教育所を中心としていたしまして研修を行なひまして、再教育を実施してまいりたいと考へておりますが、特に四十七年度に計量法が改正されましますと、公害関係の計量器が検定の対象に加わることになりましたので、昨年度から計量教育所で公害計測特別教育というのを実施をいたしておりました、四十八年度に七十四名その教育を受講をいたしておりました。四十九年度は約八十名これから公害計測コースという特別の講習のコースを設けまして、ここにも相当数の受講者を収容いたしまして府県の職員の再研修を行なひたいと、かように考へておるところでございす。

○竹田現照君 これは、今度の事業登録した民間会社においても、どういう名前になるんですか、新しい計量士は、いまの計量士とは何か何とかが名前がつく計量士になるのですか、環境計量士か公害計量士か知りませんが、そうすると地方庁にも国にも、いまの計量士という資格を持つていられるだけじゃなく、今度の国家試験に基づく環境計量士なら環境計量士という資格を持たなければ、公害計測の検査とかその他というものはで

きなくなるでしょう。現在の計量士でできるのですか。新たなこの法改正に伴う新しい名前の違う計量士ができるわけだから、それでなければ資格がないわけでしょう。その点はどうなんでしょうか。それでないと、いまの計量士というのは、いままでは、いまま局長お答えになりましたけれども、大体はかりが間違っているとか、間違っていないとかという検査をやるのが計量士なんです。新しい公害計量機器なんというものを検査するというのは計量士の仕事でなかったのだから、いままでは、ですから、そういう意味で、今度の改正に伴って別の計量士の資格をとらなきゃならぬことになっているわけですからね。これは当然に国なり地方公共団体にもその資格を持った者は必要になってくるわけでしょう。それはどういふのですか。

○政府委員(齋藤太一君) この業として第三者にこの公害関係の分析をいたしますものにつきましましては、国家試験に受かりました計量士等がその事業所におることが必要でございすけれども、取り締まりをするほうの国、府県につきましては、取り締まり担当者はこの国家試験を受けた公害計量士である必要はございせん。ただ、この公害のこういふ計測関係の取り締まりにはそれ相応の知識を必要といたしますので、当然研修等をいたしまして、再教育をした職員がこれに当たるということにしたいと考へております。

○竹田現照君 民間には国家試験に基づく有資格者がいて、それを取り締まったり、あるいはチェックシステムを導入すると。まあ、国なり地方公共団体がそれを検査をするというふうなときに、国家試験に基づく有資格者でないとか、これはちょっと太刀打ちできないんじゃないですか、それはある程度の研修をしたとしても、まあ資格がなくて、かなりのベテランだと言えはベテランかもしれませんけれども、国家試験というものを通らなければならぬんだという一つの関門があると思へば、国なり地方団体だって当然そういう資格を必要とするんじゃないですか。たとえば、いま国

鉄、専売、郵政のように、事業所として、計量士の資格を持っている者でなければ駅の荷物のほかの検査もできない。郵便局の窓口のはかりの検査もできない。それは全部計量士がやることになつていくわけですね。それと同じに、やっぱり公害計量士という資格を有すべきが当然だと思ふんですけれどもね。それはどうなんですか。それは必要がないというの、私はちょっとつじつまが合わないような気がしますが。

○政府委員(藤本太一君) 計量法の二百二十五条によりまして、検定等の事務に従事する職員は、計量講習所の課程を修了した者でなければならぬと、こういうふうな規定をいたしておりますが、その他の職員については、法律には特別の資格の規定はございません。ただ、実際問題として、ただいま先生御指摘のように、こういった非常に特別のむずかしい仕事でございますので、そういう関係の知識を持っている人が取り締まりに当たるといふことが必要であるかと存じますので、そういう研修の充実をはかってまいりたいと思っております。

○竹田現照君 これはなぜこういうことを聞くかというの、前の計量法の改正のときに、私は、郵政の何十万に近いばかりの検査をするにしまして、計量士資格を有する者がきわめて少ないんですよ。で、いわゆる補助職員というふうなかつたところでやらせて、その結果、予算があるとかないとかで必ずしも法律どおりにやっつてなかつたんで、ね。その点をつきましまして、通産省もおられる中で、これは明らかに計量法違反だ、計量士の資格を持つていない者でなければいけないと、そういうことだつたんで、前の計量法の改正のときはね。ですから、特にいまのはかりがどうでもいいという意味ではないんだけれども、公害計量士というものは、より生命の安全、そういうことに重大な責任を持つている有資格者なんですか、これは民間の団体だけに国家試験を義務づけるというよりは、やっぱり国なり地方庁にも、国家試験を受けた公害計量士というものが通産省にも環境庁

にもいた上になつて、その上でなければ監督体制なり取り締まりというの、これは実際問題としてできないんじゃないですか。おまえ何言つていんだ、有資格者でもないのが来てわれわれ専門家に何を言つていのかと言われたら終わらねえじゃないですか。そういう意味で私は、現在の計量士の人を新たに再教育をして、公害計量士としての資格をとらせるようなことを国なり地方庁が積極的にやるべきだし、やらせるべきだと。それにしても、いままでの講習所の修了課程のあれを見ますと、毎期入る職員をそれによつてもなお不十分だといふような気がするわけですよ。ですからそういうことで、せつかく法律は改正しても、そういう面でも、やっぱり法律は改正しても、そういう面でも、聞いているわけなんですよ。だから、当然にそういう国鉄その他に、計量士という資格を持たなければはかりの検査もできないと、そういうことがはつきりしているんですから、やはりそれと同じように、公害計量士という国家試験を通つた有資格者がいなければそのものに携われないんだといふことをはつきりすべきだと、こう思うんですけれども、これははつきりしておかないといけません。と思つて、どうですか。

○政府委員(補正俊君) いまの竹田先生のお話を伺つておりました、全く私もそのとおりだと思つてます。ただ、いま直ちに地方公務員なりそういう方々に国家試験を受けさせるというふうなところまで、まだこちらの検討が進んでおりません。したことは、はなはだ不十分な処置であつたと私は思つております。ただ、たとえば公認会計士にいたしまして、国家試験を受けておられますが、税務署の役人は、公認会計士の資格はなくとも会計監査はされるわけですね、公認会計士が、税務署の役人のほうがむしろどつちかというところ、専門家の知識からいって公認会計士に劣る面もあるというふうなことを考えまして、一応これを見て、将来の方向としては国家試験を受けさせる方向でやるべきである、こう私考しております。

○竹田現照君 それは先ほど藤本さんもお答えになつたように、私は本来国の責任の機関においてやるべきだと、そう思つたら、その点については同様の意を表されたわけですね。そうすると、もし国にそういう機関がありとすれば、そういう有資格者がその中にたくさんいなくちゃいけないわけですよ。たくさんいなくて、そんなこと何も権威ある機関にならないわけですからね。そういう意味では、公害というふうな、まあかまひ、ちよつとこれぐらいになつても大騒ぎになる時代に、それだけにやっぱり厳密な国家試験を通つた有資格者というものが、国民にその結果について信頼を持たせたいという意味において、それから、その人間に対してその分析調査に対する責任を自覚させたいという意味において、やっぱり私は必要だと、こう思うのです。ですから、今度の改正案が通つても、はたしてその点が万全なのかというところが、最初から私は心配してはいたわけですが、心配なんです、いまでも。ですから、いま補正さんおっしゃる通りに、直ちに何百人もつくるといふことは、これは粗製乱造のそしりを免れませんから、むずかしいといふことはわかりますけれども、少なくとも国なり地方庁なりは、計量的にそういう有資格者をつくる努力を最大限にやっつべきだと私は思うんですよ。いま検討がなされておらなかつたというわけですから、両方でもいろいろ御検討願つて、そういうことにひとつやつていただきたいと思います。

それから最後に、測定設備あるいは技術水準、これは日本は公害日本ですから、こういう機器のことは世界的にも最も優秀な機械が續々できていくようにすけれども、それだけに、これはますます精密な機械ができることにしたことはないわけですよ。ですから、それには国としてもそういう技術開発に対して、あるいはまた、いま言われている民間分析機関等に対する設備に対しては、十分の援助なりを考えて当然だと思つて、その意味で、これは私、ちよつとピントがはずれて

○政府委員(藤本太一君) まず、こういった分析技術者のレベルアップにつきましては、ただいま申しました計量講習所におきまして地方庁の職員の研修を行ないますとともに、民間の分析会社等の従業員につきましても同じく講習を行なつております。それから、そのほかの民間の公益法人で幾つかの団体がございますので、そういうところで公害計測につきましても、研修講座なり講習会が実施をされておまして、これをなるべく拡充してまいりたいといふふうに考えております。

それから、民間の分析センターの機器の整備のための国の補助でございますけれども、たとえば四十九年度で申しますと、内定いたしましたところでは、こういった民間の十の公害測定団体に対しては約四億七千万の補助金を四十九年度は計上いたしております、この補助金によりましていろいろの機器を整備してもらいたいといふふうな考えをおつたわけでございます。なお、この補助金は一般会計の補助金でございます。なお、この補助金は振興会といゆる競輪の収益金からの補助金でございます。それから、こういった測定の機器の開発につきましては、私どものほうの中小企業庁に

技術開発研究補助金というものがございまして、この補助金を交付いたしまして、現在いろいろな新しい型の分析機器の開発を行なっております。

それから、先ほどの先生のお話の約一千万円の補助金でございますが、これは課長から御説明いたさせていただきます。

○説明員(姫野球一君) 先ほど竹田先生から御指摘いただきました検査技術者研修費補助金でございますが、この補助金は実は四十七年度の改正で認可指定機関というのをつくったわけでございます。民間指定検査機関、これは従来公害計測器を含めまして国でやるべきなものでございまして、なかなか国にその技術がないということで、機械電子検査協定協会、ここに騒音計その他の公害計測器の検査をやらせることにいたしました。おかげでございます。その検査に当たる検査委員の養成費というものを一般予算から四十七年度、四十八年度それぞれ補助金を支出して養成いたしております。ということでございます。

○竹田現照君 環境庁としては、この点は何らかのあれをなさっていますか。

○説明員(石田賢君) 環境庁といたしましては、民間団体に対する補助等は行なっておりません。ただ、実際規制を行ないますのが各都道府県でございます。ですので、この都道府県にございまして公害研究所、ここに設置されます各種の測定分析器、これに対する補助は行なっておりません。

○中尾辰義君 大体竹田君の質問でわかりました。少し補足的にお伺いします。

今度の改正法によりまして、第七十条、七十五條の一部改正、これはまあ訓示規定みたいになっておりますが、この七十五條の改正で、政令で定める商品を容器または包装で密封して販売する者は、その容器または包装に対する商品の正味量を表記しなければならぬ、こうなるわけですが、これはこのとおり読めばわかりますけれども、この商品というのはどういふのですか。

○政府委員(齋藤太一君) これは七十五條に書いて

ておりますように、大体包装紙あるいは容器に入れます、密封をして販売されるもので正味量の表記を義務づけることが望ましい商品を実は政令で指定をいたしたいと、かように考えております。具体的な対象につきましては、現在各省と交渉中でございます。まだ確定を見ておりませんが、たとえばアルミ箔で包装されたカレー粉等々、そういったたぐいの、あるいはくだものかん詰めでございますとか、そういうものを内容量の表記を義務づける商品として政令で指定をいたしたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 これから政令でつくと、こういふわけですが、そうしますと、この商品の中には化粧品とか医薬品とか、そういうものは入らぬわけですか、入るんですか、どちらですか。

○政府委員(齋藤太一君) 法律の形としては、化粧品を指定することは可能でございますが、ただ実際の運用をいたしまして、化粧品につきましては、御承知のように、薬事法という監督法規がございまして、そこで内容量の表記を別途薬事法の運用として義務づけておりますので、法律による二重規制を避ける意味で、化粧品についてはこの表記は薬事法に譲りまして、計量法では指定はいたさないという運用方針を考えております。

○中尾辰義君 それでは、薬事課長が見えておりますか……。ただ、私がお伺いしたいのは、所管の商品というか、そういったようないろいろな化粧品とか医薬品、あるいは環境庁の所管の水銀、カドミウム、PCB、その他の重金属、科学技術庁の放射能核物質とか、あるいは公取の関係の不当景品、不当表示防止等のいろいろな規制もありませんけれども、消費者の立場から見ると、所管の接点にどうもいろいろな問題があるような感じがするんです。何でもつなぎ目というの弱い感じがするんです。それで私は、この化粧品なんかかなりいろいろな底上げをして容器と正味量とだいたい違っていると、これはあなたの方の所管じゃないかと思いませんか、そういうことを考えて、この計量というものがほかのほうと関連してそこに完全なものにな

ておるのか。それはまあ化粧品とか、それはそこのほうでやってくれと、こう言われても、消費者から見るとけしからぬじゃないかということになるんで、それで聞いたわけなんです。じゃ、これはあとにいたしましょう。

それから、改正の第二番目は、この計量の証明事業について登録制を拡充することですが、まあさっき竹田君の質問でもありましたが、これは町の今度は「濃度、騒音レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業」ということですが、これも、この濃度、騒音レベルその他政令で定めるのはどういふものになるのか、それが一つと、それと、現在民間のこの分析業者の実情というのはどうなっておるのか。まあ先ほども少しありましたが、この二つ説明してくださいます。

○政府委員(齋藤太一君) この計量法の百二十三條によります、第三者のために計量証明をする事業といたしましては、従来は質量と——これは目方でございますね、長さ、体積、面積、熱量と、この五つにつきまして登録制をしまして、たとえば船積み貨物の検査業者、あるいは皮の面積をはかります業者、それからトラックの目方をはかります業者というものは登録制のもとで公正な計量を心がけてまいりましたわけですが、今回、この環境計測的ないわゆる濃度、大気の中のいろいろな有害物質の濃度でございますとか、あるいは水の中のとえば水質汚濁防止法で規定をいたしておりますような各種の水銀とか、PCBとか、その他の有害物質の濃度、量でありますとか、さらには、騒音の取り締まり法に基づきます騒音レベルの測定をする業者と、こういうものにつきまして、従来野放しであったものを、一定の登録基準のものに登録制をしまして計量法に基づく監督を加えていこうと、こういう趣旨でございます。具体的にこの規制をかぶせます計量証明事業の範囲につきましては、政令で定めることにな

ております。どういふ範囲を政令で定めるかにつきまして

は、現在検討中でございますけれども、まあ基本的な考え方といたしましては、正確な計量を行なうということについて特に社会的要請が強いような分野でございまして、しかも、現実には相当数の計量証明事業者がすでにおるといったような分野で、また、公害取り締まり法でいろいろ測定が事業者なり国、自治体等に義務づけられておる、こういうような物象の状態の量につきまして、これを計量証明する者を登録制の対象に加えてまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。当面は濃度と騒音レベル、将来は振動といたしたようなものも対象になるんじゃないかと存じます。

○中尾辰義君 私は、この濃度というの中身を聞きかたかったですね。大体あなたの説明でわかりました。結局まあいまま公害の対象になっている水銀、カドミウムそのほか重金属、あるいはいろいろな農薬等の有害物質とか、そういうものは入るわけだと思っております。そうしますと、また先ほど質問ありましたが、今度は計量士という資格は非常に大事になってくるんじゃないかと思っております。これは分析の知識もない、いままでの計量士のはかりだけではちょっと知識不足でまずいんじゃないかという、まあしろうと考えですがね、はかりと分析の知識がなければならぬ。分析となりまして、全然これははかりとまた性格が多少違うように思うんですね。分析をまた分けがみますると、私はよう詳しいことを知りませんが、いろいろな定性分析とか、定量分析とか、どういふものが入っているのか、それと、そういうものは量かどのくらい入っているか、いわゆるPPMだとか、これはなっているわけですね。そうすると、いままでの計量士にやっぱりそういう知識があるかどうか、こういう疑問が出てくるわけですね。その辺どうお考えになっておりますか。

○政府委員(齋藤太一君) 御指摘のように、公害分析の場合にはまずデザインをいたしまして、サンプリングの方法、それから前処理、それから測定のための機器の操作の問題、それから分析記録

の解明、機器の保守、点検と、非常にむずかしい操作がございまして、そのどこが欠けましても公正な結果が出てこないという問題がございまして。そのために、計量士は非常にこの方面に明るい人でなければならぬというふうに考えておりました。今、この計量士の区分を分けまして、従来の計量士と、今度のこういつた化学分析をする計量士を別の区分にいたしまして、化学分析をする計量士は本改正法が施行になりますと、国家試験を行ないます。そういつた化学関係の計量士といつたような区分を設けたと考えておられるわけでございますが、その場合の、こういつた、いわゆる濃度計量士とでも申しますか——仮称でございますが、の国家試験の項目としましては、化学の基礎知識、それから化学分析、それから濃度計の知識、あとは計量管理の総論でございますと、計量の法規とが、こういつたものを試験科目にいたしまして試験をする予定でございます。結局、理科系の大学を卒業して、大体分析技術の実務に一年くらい従事したような人が受かるような程度の試験を実施してまいりたい、こういうふうにご考慮しております。

○中尾辰義君 そうすると、これから新しく計量士を区分して、あわゆる、仮称濃度計量士というふうなものをこれからつくると、こういうことですか。
○政府委員(齋藤太一君) そのとおりでございます。

○中尾辰義君 そうしますと、こういういままでの町の分析業者というのは、新しい濃度計量士ですか、そういう資格がなくてもこれはできるんですか。どうなるんですか。
○政府委員(齋藤太一君) この法律の附則によりまして、この法律施行後一年間は自由にできるようにいたしておりますが、一年以内にちゃんと登録を受け、登録の要件としては、計量士が登録することが登録要件になりますので、計量士を備えて、公害関係の計測業者としての登録を受けないこと、法施行後一年後にはその事業を営めないこと

になります。ただ、現実には、計量士の試験にすぐ何人も大い受かるというふうには考えられませんので、しかも、現実には分析業者が相当多数おられるわけございまして、これが事業を営めなくなるというところもいろいろ問題もございまして、実際の登録に際しましては、百二十六条でございまして、計量士がおること、もう一つは計量士に準ずるような、通産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がおります場合には、それは登録してあげる、こういうふうな便法もこの法律で講じております。

○中尾辰義君 そうしますと、新しく濃度計量士の資格をとった者か、濃度計量士に準ずる力のある者、こういうことですね。その人は、計量士、濃度計量士に準ずる何とのか、そういう分析の力のある人、能力のある人、経験のあるような人、その人はもうそのまゝの状態、かりにまあ試験を受けて通らなくても、これはもうずっとそのまゝでいけるわけですか。事業は続けることができるわけですね。
○政府委員(齋藤太一君) この計量士に準ずる者をどういふふうにご認定するかという点でございますけれども、これは省令で条件を定めまして、その条件に該当しておれば計量士に準ずる者といふふうに考えまして、そういう者がおれば分析事業者として登録してあげよう、こういうふうにご考えているわけでございますが、その場合、どういふ範囲で準ずる者を考えるかという点は、いろいろとこれから研修等を行なうてまいりたいと思っておりますので、その研修等の一定のコースを受講いたしましたとして、その研修のコースを修了した者といつたような者を、計量士に準ずる者といふこととご考えてまいらうかと考えております。

○中尾辰義君 濃度計量士の準資格者みたいなものでいいですか。
○政府委員(齋藤太一君) さようでございます。
○中尾辰義君 そうすると、先ほどもありましたが、いま現在、町の分析業者が三百ぐらいいたか。この分析業者が将来ともはずっと分析業を

やるかどうかかわかりませんが、この中で、新しい計量士国家試験の、遺憾ながら、残念ながら資格をとれなかった、こういう方が何人かできてくるわけですね。その人たちのためにいまの濃度計量士の準資格者みたいなものをつくらうと、これは一つの救済法といつたようななにかこうなるでしようが、ところが、これは国民の立場から見ますと、その辺をきちんと、でたらめなことにならぬようにやってもらわぬと、これはそういう人を救うために準資格者みたいなものをこしらえてかえつて結果的にまた批判されるということもありませんから、そういうのは先ほどもあなたがおっしゃったように、いろいろな講習みたいなものがあると、それを一べん通ればもうそれでいいんですか、どうなんですか、その辺もきちんと……。

○政府委員(齋藤太一君) 御指摘のように、この計量士に準ずる者の範囲をルーズにいたしますと、せっかくの登録制度が目的が達成されなくなりますので、この範囲というのは厳密に考える必要があると考えておりますが、一定の研修コースを修了した者といふものは、この準ずる者といふふうに考えてよろしいのではなからうかといふふうにご考えております。

○中尾辰義君 それじゃわかりました。それからこの登録基準の規定、これは先ほど説明していただきました。
○政府委員(齋藤太一君) 登録の基準といたしましては、三つ考えております。第一が、その事業を営むに適切な計量器を備えておること。第二が、ただいま申しました濃度計量士が、あるいはそれに準ずる者がおること。それから第三は、適切な事業所を持つておること、適当な事業所を持つておること、住所不定では困りますので、ちゃんとした事業所があることといふのが登録の基準でございます。そのほかに、登録をいたしますと、事業規程といふものを出させることにいたしております。その事業規程の中におきまして、その事業者が行ないます事業の範囲、それから、どういう計量器を使っ

て分析をやるかという、使う計量器の内容、それからその計量器の保管、整備に關します事項、その企業なり団体の組織、配置、人員、それから計量の方法、記録の保存方法とか、こういつたことを事業規程に書かせまして、主としてその事業規程に基づいて監督をしてまいりたいと思っております。

○中尾辰義君 それから、この計量士国家試験の実施の規定について所要の改正が行なわれると、これはいつから改正、実施になるんですか。
○政府委員(齋藤太一君) 本法改正法は、全体は昭和五十年に施行を予定をいたしておりますけれども、濃度関係の計量士の試験は一年早く、四十九年度から実施をいたしたいというふうにご考慮しております、その分だけ早く法律を施行したいと思っております。

○中尾辰義君 四十九年度ということとしましては、
○政府委員(齋藤太一君) さようでございます。
○中尾辰義君 いろいろやります。
○説明員(姫野環一君) 実は、濃度計量士の国家試験につきましては、予算が三百三十万ほどございまして、四十九年度、これはなかなか、これから公害計測部会等で専門家の御審議をいたしたくわけでございますから、やはり試験は年度末にならうかと思っておりますが、四十九年度中に実施する予定でございます。
○中尾辰義君 まあ四十九年度中、そうしたら大体秋以降になりますね。
○説明員(姫野環一君) はい、秋以降でございます。

○中尾辰義君 そんなに急にはできないと思っております。
○説明員(姫野環一君) そういふこととございまして、
○中尾辰義君 それでは、監視課長おいでになつたのでちょっと……。
これはまた、関連の質問済んじゃったんですけど、今度の計量法の改正におきまして、計量の安全を

確保するために、政令で定める商品の容器または包装に密封して販売するものは、その容器または包装にその商品の正味量を表記しなければならぬと、こうあるわけですが、この商品の中に、薬だとか化粧品が入っておられない、こういうふうな通産省のお話ですから、それは薬事法のほうで取り締まると、こういうふうにお伺いしたのですが、その実情はどうなっていますか。

○説明員(三井速雄君) 医薬品あるいは化粧品等につきましては、薬事法の規定がございまして、その直接の容器または被包に重量あるいは容量、あるいは個数—数でございまして、こういうものは表示しなければならぬということになっておりまして、内容量、つまり中身だけの正味の量として表示しなければならぬことになっておりまして、これは私どものほうで都道府県に薬事監視員というのがございまして、そういう者が第一線の監視担当、取り締まり担当の業務を行なっております。

○中尾辰義君 そうしますと、化粧品等では、こういうような容器を使わないようなもの、いわゆる計量単位によって販売しておられないようなもの、そういうのもやっぱり薬事法で取り締まるのですか。じゃ、関係ないと言いますか。

○説明員(三井速雄君) 医薬品とか化粧品とかにつきましては、これはむき出しで売るといふことは許されておられないとございまして、必ず容器あるいは被包、包みの中に入れて販売するという形をとっております。先ほど申し上げましたように、それにつきましては表示があるという形になっております。ただし、非常に小さいものでございまして、たとえば化粧品でございまして、重さで十グラム以下、あるいは容量で十CC以上、数にいたしまして六個以下というものにつきましては、容器あるいは包装にそういう表示事項を省略することができるということになっております。これは非常に小さいものでございまして、それから、便宜を省略することができるということになっております。ただし、中にはそういう小さいものでござい

ざいしても、あるいは値段が高いというふうなこともございしますので、そういうものにつきましまして、できる限りその表示をするという方向で指導を強力に進めておるところでございまして。

○中尾辰義君 これは公取の関係になるかしれませんか。お答え要りませんが、聞いておいてもらえたいんですがね。

新聞にもこういうのが—私は関連で聞いているのですが、これは女心をすり上げる上げ底というやつ、箱と中身と違うわけですね。これは化粧品品のほうでしょう、あなたのほうでしょう。これは不当表示になるかしれませんが、公取の関係だから、こういうふうになるかしれませんがね。とにかく行政が複雑になっておられますから、計量課とか、薬事課とか、公取だとかいって、お互いに取り締まりが分かれておられますけれども、ほんとうは国民の、消費者の立場になると、非常にまずい面もあるのです、その辺のひとつ連携をよく保って、やっぱり消費者中心にしてもらわねと、こういうのは所管外であってもおかしじやないかくらいお互いにやってもらわねと、まあそのうち行管が何か勧告があるだろうとか、そういうことではやっぱり困るわけで、私は聞いているのです。まあ、これは関連で聞いた。

それからついでに聞きますよ、あなたおいでになったから。薬品とか化粧品は、中身は幾ら入って、これはまあ表示しておるわけですか。そうすると、中身はどういうものが入っておるといふことは、これは薬事法では規定はしてないのですか、何が幾ら、何が幾らというふうなもの。

○説明員(三井速雄君) 化粧品につきましては、一般的には、その成分あるいは分量というものは表示するということは定められておられないわけでございますけれども、ただ、ものによりまして、非常に何といいますが、薬効がある成分を配合しておるといふようなものがございます場合には、これは厚生大臣がその指定をいたしまして、そういうものにつきましまして、その成分、分量を明示するということになっております。

○中尾辰義君 関連質問で、ちょっと長くはいけませんかね。それは、そこに少し消費者の立場から見ると、ただ量は書いてある、中身はこう書いてない。そうしてこの化粧品は幾らだと、これは幾らだと、これは幾らと、こうなっているのですよ。何が入っているのやら、とにかく化粧品という箱とびんはきれいにしてある。あまり悪口を言うとおこられますから、企業の名前も出しません、それはいろいろありますよ、代表的なものは資生堂とか。容器とびんだけで、中身が何グラム、ここだけはわかりますね。中身がわからないから、これはもうメーカーに対しては非常に便利がいいでしょう。悪くいえば、中身が同じものでも、あるいは中身をちょっとだけ変えて、箱とびんだけと量だけきちんとして、それであなた、いや、これは新製品で四百円でございます、これは三百円と、わからないのだ、消費者の立場から。中身が三百円のはこれだけだと、四百円のはこういうものが入ってこういう香料が入ってそれで四百円と、こういうふうにならないと、これは消費者の立場から見ると何にも書いてないのだよ。内容が何グラム、それだけで判断のしようがない。向こうはそういうものをどんとくって値上げしよるのです。その辺にも少し盲点もあるようです。

しいていえば、それは内容まで公表すると企業秘密になるのか、何だかんだ言われますがな。これは実際ごまかしの盲点になっているんですよ。その辺どうお考えになっているのか、あなたの答弁聞いて、それでお帰りになつてけつこうですから、きょうは計量のほうだから。

○説明員(三井速雄君) 先生御指摘のようなことは、確かにあると思いますが、薬事法におきましては、ことに医薬品の場合が非常に明らかにあらわれているわけでございますけれども、医薬品につきましまして、それが人体にどういふ影響があるか、どういふ効能、効果を持つておるかといった観点からの規制を行なう法体系になっておるわけでございますが、そういうこともございまして、そういう薬効あるいは作用という観点に影響がある

分につきましまして、これは成分、分量とも非常に厳格に明示するということをしておるわけでございますけれども、化粧品につきましましては、御承知のように、そういう生理作用が比較的緩慢であるというふうな観点から、内容まで明示するということは、そういう観点からは必ずしも必要がないということ、現在そういうところまで薬事法上は義務づけられていないわけでございますけれども、ただ、先生御指摘のような消費者の立場という観点から考えてみますと、いろいろ問題もあろうと思っておりますので、これは関係官庁等と連絡をとりまして、今後方針を検討してまいりたいと思

います。

○中尾辰義君 これは大いに問題ありますよ、あなた。びんだって、透き通ったびんではないですよ。色がついた、こうしたってわからないですよ。何が入っているか。ああいう液のものもありますし、クリーム状態のものもあるし、びんと箱だけ変えて、そして何グラム、新製品で幾ら幾ら。何ほでもございまして、これは、まあこれ以上言いませんよ。あんまり悪口言うとしかられちゃうから。その辺よく検討してください。こういう物価対策のやましいときですからね。これはほんとうに問題があります。一べんあなたの方、中身を全部分析して検討してみたらどうですか。一体二百円のやつと五百円のやつがどこがどう違つておるのか、やつたことあるの。まあ、ほんとうはその辺までやつてみれば、何でこれ三百円の差をつけなければならぬのか、そういうものが出てくると思つて、その物価対策に本腰入れておるんですから、そのぐらいはんとうにやつていただいてもいいですよ。きょうは計量のほうですから、この辺でけつこうです。

それから計量のほうですが、いまいろいろな物不足、大体幾らかゆるやかになつたようですが、物不足のときに限つて計量の問題、インチキが多い。昨年の年末あたりからプロパンの量目の不足、あるいは灯油の中身の不足、そういうものがかなり東京都の調べで出たようですが、これなんかは

やっぱり、機を失せず全国の都道府県にもびしりと通達をやるなりして、消費者の保護という立場でやってくださいよ。これはあなたのほうで、昨年の東京都がやった結果おわかりですか。

○政府委員(齋藤太一君) 東京都から聞きましたところでは、灯油につきまして、東京都の計量検査所がことしの一月の十六日から二月の十三日までの間に二十九の燃料店等を対象にいたしました検査をいたしました。その内容を目方ではかつて体積に換算するというふうなことで計量検査をやりましたが、この結果、検査件数百六十二件に對しまして、量目不足が十二件ございまして、不足率が七%になっております。それからプロパンガスにつきまして、同じことしの一月二十八日から二月の二十日まで、三十一の都内の充てん商を対象に量目検査をいたしました。検査の件数としては二百三十六件ございまして、そのうち不足が二百二十七件ございまして、不足率は一八%という結果が出ております。こういって不足しつておりました事業者に対しては勧告書を出し、警告をいたして、改善方を指示をいたしましたというふうに聞いております。

○中尾辰義君 大体いまおっしゃったような状況ですね。物が足らなくなりました、どうしてもそういう傾向が出てまいりますから、それは嚴重にひとつ指示をしていただきたい、これはお願いをしておきます。

最後に、環境庁せつかくおいでになりましたので、二点ほど伺いたします。

今度の日本分析化学研究所のことにつきまして、非常に遺憾に思います。先ほど竹田君から質問がありました。大体のことはわかりましたが、新聞等にもあらあら出ておられますが、あそこに頼んだ検体というのは、全部で四万五千個とかいふふうに出ておられますが、どうなんですか。わかりません……。

○説明員(津澤健一君) 現在、水質保全局のほうで調査中ですが、担当が来ておりませんので、言われる検体につきましてはお答え申し上げかねます。

○中尾辰義君 では、これは新聞の報道でありますけれども、新聞には、「二十八の都道府県が同研究所に委託した検体は、分析項目にして四十七年度に一万四千八百九十一検体、四十八年度に二万五千三百九十一検体、総数約四万検体にのぼる。」というふうに出ておられます。数字的に合っているかどうかかわかりませんが、相当ある。それを六十人程度でこなしてきて、ここにもかなり無理があるようでありまして、この中で二十人が放射能関係で、残りの四十人程度は公害関係の分析に携わっておられた、こういうふうに出ておられますが、それで今後これをどうするのか。先ほどの質問で大体わかりましたが、この水銀の関係は先ほど、これは中間報告として信頼ができるものと思われ、この調査をなさってそのような結果になったわけですか、信頼ができるということでは。

○説明員(津澤健一君) 日本分析化学研究所に委託したいろいろな調査につきまして、水質保全局に調査班を設けて、また、検討委員会をつくっているいろいろな角度から、ただいま申し上げました調査班及び検討委員会におきまして十分検討していただいたわけでございます。その結果、水銀につきましては問題は無いという結論が出たと聞いております。

○中尾辰義君 そんなこと、この委員会であなただけ答弁したって答弁にならない。いろいろな点から検討いたしました。水銀関係においてはこれは信頼できる数字であると判断をいたしました。こういう答弁ですけれども、そんなもの子供に説明するようでは、いろいろな点からというのはいくらもです。日本分析でやった水銀関係の分析は間違いないと、こういうことでは。それはたいへんな問題ですよ。だから、どこがどういようように検討を加え、あるいは再分析するなり調査をしまして、水銀の関係は間違いないかと、こう突っ込んでみたくて。

○説明員(津澤健一君) 水質保全局と十分連絡をとりまして、後ほどお答えしたいと思います。

○中尾辰義君 それでは、もう時間がないです。それはあなたの方、公害特別委員会です。そんな答弁じゃだめですよ。水俣病やそういうものの原因になっているのですから、水銀は。それをあんな、そういうことじゃ、これ以上きょうは聞かせませんが、計量のほうですか。

○説明員(津澤健一君) ただいま申し上げました水銀以外のものにつきましては、なお検討を続行中でございます。

○中尾辰義君 それじゃ、これで私は質問を終わります。

○委員長(勅木亨弘君) 他に御発言がなければ、本会に対する本日の質疑はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件。

通商産業省設置法第二十二條第一項の規定により工業品検査所の出張所を設置する必要があるが、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求め。

別紙

名	称	位	置
工業品検査所	仙台出張所		仙台市
工業品検査所	札幌出張所		札幌市

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項に次の一号を加える。
三 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他通商産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じていると認められること。

第三条第一項中「三千五百万円」を「五千万円」に、「七千万円」を「一億円」に改める。
第三条の二第一項及び第三項中「三百万円」を「五百万円」に改める。
第三条の三第一項及び第二項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

附則
1 この法律は公布の日から施行する。
2 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
附則第三条第二項中「百万円」を「百五十万円」に改める。
3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
附則第三条中「三千五百万円」を「五千万円」に改める。

に、「七千万円」を「一億円」に改める。

附則第四条中「三百万円」を「五百万円」に改める。
4 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

5 改正後の中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項（これらの規定を附則第二項の規定による改正後の中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項並びに附則第三項の規定による改正後の中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条及び第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、昭和四十九年二月二十二日から適用する。

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律案
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
第七十条の次に次の一条を加える。
（法定計量単位による販売）
第七十条の二 長さ、質量又は体積を計つて販売するに適用する商品販売する者は、法定計量単位による長さ、質量又は体積によりその商品を販売するよう努めなければならない。
第七十五条第一項中「法定計量単位による長さ、質量又は体積により」を「政令で定める」に、「付し」を「付し」に、「当該計量単位」を「法定計量単位」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法定計量単位による長さ、質量又は体積により前項の政令で定める商品販売する者がその商品について同項の規定による正味量の表記をする場合において、その表記が長さ、質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは、政令で定める誤差を超えないように、その正味量を計らなければならない。

3 第一項の規定は、法定計量単位による長さ、質量又は体積により同項の政令で定める商品以外の商品販売する者が、その商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければその商品の長さ、質量又は体積を増加し、又は減少することができないようにする場合に準用する。
第七十五条第四項中「第一項の規定」を「第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定」に、「第一項」を「第一項又は第三項」に、「付し」を「付し」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による正味量の表記をする場合（第二項に規定する場合を除く。）には、正確にその正味量を計るよう努めなければならない。第七十五条の二第二項を次のように改める。
2 前項の規定による表記をする場合において、その表記が質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは、政令で定める誤差を超えないように、その商品の質量又は体積を計らなければならない。

第七十五条の二第三項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。
3 前項に定める場合のほか、第一項の規定による表記をするには、正確にその商品の質量又は体積を計るよう努めなければならない。
第七十七条第一項中「第七十五条第一項」の下

に「同条第三項において準用する場合を含む。」を加え、「附記」を「付記」に改める。
第二百二十三条を次のように改める。
第二百二十三条 法定計量単位による計量上の証明（以下「計量証明」という。）の事業であつて次に掲げるものを行おうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。
一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げを行うに際してするその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
二 濃度、騒音レベルその他の物象の状態の量（前号に規定するものを除く。）で政令で定めるものの計量証明の事業
第二百二十四条に次の一号を加える。
五 第二百二十六条第三号に規定する者の氏名並びに計量士にあつては、登録番号及び第六百六十条に規定する計量士の区分
第二百二十六条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号を次のように改める。
三 事業の区分に応じて通商産業省令で定める第六百六十条に規定する計量士の区分に属する計量士又は事業の区分に応じて通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者であつて、当該事業に係る第五十九条に規定する計量管理を主たる職務とするものが置かれていないこと。
第二百二十八条の次に次の一条を加える。
（事業規程）
第二百二十八条の二 第二百二十三条の登録を受けた

者(以下「計量証明事業者」という。)は、当該登録に係る事業の実施の方法に関し通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定により届け出た事業規程を変更すべきことを命ずることができ

る。
第二百二十九条中(第二百二十三條の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。))を「計量証明事業者」に改める。

第二百三十条第四号中「もの又は」を「もの、」に改め、「事業所」の下に「又は同条第三号に規定する者」を加え、同条に次の一号を加える。

五 第二百二十八条の二第一項の規定により届け出た事業規程を実施しないと認めるとき。

第二百三十八条の二第一項中「計量士が」を「計量証明事業者が計量証明に使用する計量器であつて、その計量器の種類に応じて通商産業省令で定める第六十條に規定する計量士の区分に属する計量士が」に、「行ない」を「行い」に、「附した計量器」を「付したものに改め、「計量器を使用する」を削る。

第二百五十一條の二の見出し中「代る」を「代わ」に改め、同条第一項中「計量士が」を「取引上又は証明上の計量に使用する計量器であつて、その計量器の種類に応じて通商産業省令で定める第六十條に規定する計量士の区分に属する計量士が」に、「行ない」を「行い」に、「附した計量器」を「付したものに、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三項中「計量士は、第一項」を「第一項に規定する計量士は、同項」に、「附し」を「付し」に改める。

第二百五十三條中「行なう」を「行う」に改め、「する者」の下に「(第七十五條第一項又は第七十五條の二第一項に規定する者を含む。次条第一項

において同じ。))」を加える。

第五百七十七條第一項中「第七十五條第二項の政令」を「第七十五條第一項の政令」に改める。

第五百七十七條の二第一項中「第七十五條第一項若しくは第三項」を削り、「又は」を「第七十五條第一項若しくは第三項に規定する者が同条第十五條第一項若しくは第三項において準用する場合を含む。」(同条第四項の規定を遵守せず、又は)に、「同条第二項において準用する第七十五條第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十條中「者は」の下に「通商産業省令で定める計量士の区分ごと」を加える。

第六十二條第一号中「計量士国家試験」を「登録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験」に、「計量に関する実務に一年以上従事した」を「当該計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する」に改め、同条第二号中「計量に関する実務に五年以上従事した」を「当該計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する」に改める。

第六十三條中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 計量士の区分
第六十四條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 計量士の区分
第七十條中「毎年」を「計量士の区分ごと」に改める。

第七十四條第五号を次のように改める。
五 第七十七條第一号に規定する計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分
第七十七條第一号を次のように改める。

一 使用する計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士の区分に属する計量士であつて、当該計量器に関する計量管理を職務とするものが置かれていること。

第七十八條第二項中「おける計量管理を職務とする」を「置かれている前条第一号に規定する」に改める。

に改める。

第二百十六條中「第七十五條第一項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。))」を加え、「第七十五條の二第二項において準用する場合を含む。))」を削り、「第七十五條の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「行なおう」を「行おう」に改める。

第二百三十五條第一号中「第七十五條の二第二項において準用する場合を含む。))」を「第七十五條の二第二項」に改め、同条第二号中「附きなかつた」を「付さなかつた」に改め、同条第三号中「附し」を「付し」に改める。
第二百三十六條第一号中「第七十八條第一項」を「第二百二十八條の二第一項、第七十八條第一項」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百十六條の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の施行の際現に改正前の計量法(以下「旧法」という。)第二百二十三條の登録を受けている者は、その登録に係る事業が属する改正後の計量法(以下「新法」という。)第二百二十三條に規定する事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3 前項の規定により新法第二百二十三條の登録を受けたものとみなされた者については、この法律の施行の日から一年間は、新法第二百三十條第四号の規定は、適用せず、なお従前の例による。
4 この法律の施行の際現に新法第二百二十三條第二号に掲げる計量証明の事業を行つてい

る者は、この法律の施行の日から一年間は、同条の登録を受けないで、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様

とする。

5 旧法第三百二十二條第二項又は第三百二十九條第二項の規定により検査を行つた計量器は、それぞれ、新法第三百二十二條第二項又は第三百二十九條第二項の規定により検査を行つたものとみなす。

6 旧法第三百三十八條の二第一項又は第三百五十一條の二第一項の規定により検査を行い、証印を付した計量器は、それぞれ、新法第三百三十八條の二第一項又は第三百五十一條の二第一項の規定により検査を行い、証印を付したものとみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第六十條の登録を受けている計量士は、新法第六十條に規定する計量士の区分のうち通商産業省令で定めるものについて、同条の登録を受けたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第七十條の計量士国家試験に合格している者は、新法第六十條に規定する計量士の区分のうち前項の通商産業省令で定めるものに係る計量士国家試験に合格したものとみなす。

9 この法律の施行の際現に旧法第七十三條の指定を受けている者については、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十條第三項及び第七十八條第二項の規定は、適用せず、なお従前の例による。

10 前項の期間内における同項に規定する者に対する新法第八十條の規定の適用については、同条中「同条第二項」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律による改正前の第七十八條第二項」とする。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、燈油の安定供給と値上げ反対に関する請願(第一三七号)

第一三二七号 昭和四十九年二月十六日受理
燈油の安定供給と値上げ反対に関する請願

請願者 札幌市中央区南二条西八丁目
佐藤明生外千四百五十三名
紹介議員 小笠原貞子君

国は、燈油の異常な値上げをやめさせ、命と暮らしを優先させた安定供給をはかるために、ただちに次の事項の適正な措置を実施するよう強く要請する。

一、国会に、権限をもつた特別委員会や調査室をつくり、燈油原価を公開させ、不当な独占価格を下げさせること。

二、公正取引委員会や通産省などで、独占禁止法にもとづいて、不当、不法な価格統制を厳しく規制し、大企業の買い占め、売り惜しみをやめさせること。

三、家庭暖房、学校、病院、中小零細業、農村漁業など、国民の命と暮らしを守るために必要な燈油を最優先させ、安定した供給を確保すること。

理由
北海道では、暖房用燈油価格がすでに、昨年四月十パーセント近く値上げされており、通産省の価格凍結をしり目に、依然、大幅な値上げが続いている。道民にとつて暖房用燈油は、主食と並ぶ生活必需品で、冬期間は一日も暖房なしには暮らせない。また、中小零細業、農水産業にとつても営業用燃料として欠くことのできないものである。

三月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（釜山昭範君外一名発議）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

第九節 商工委員会会議録第八号 昭和四十九年三月二十六日【参議院】

る法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中（第三章 事業者団体）を「第三章 事業者団体
市場支配力の排除」に、「第五章 不正な取引方法」を「第五章 不正な取引方法」を「第五章の二 価格引下げ措置」に、「第六章 適用除外」を「第六章の二 管理価格の規制」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に改め、「水準を高め」の下に、「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

第二条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「不正な取引方法とは、左の」を「不正な取引方法とは、事業者がその商品の再販売価格（取引の相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買って販売する事業者がその商品を買って販売する価格をいう。）を定め、これを維持するためにする行為（以下「再販売価格維持行為」という。）をすること及び次の」に、「行為であつて」を「行為で」に改める。

第八条の二第二項中「含む」の下に「以下同じ」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 市場支配力の排除

第八条の三 公正取引委員会は、事業者が当該事業分野における対価の決定を支配することができる程度の優越的な事業能力（以下「市場支配力」という。）を有し、かつ、その事業者の市場支配力が他の方法をもつてしては容易には排除されないと認められる場合には、次項から第十

一項までに定めるところにより、当該市場支配力を排除するために必要な措置を講ずることができる。ただし、当該市場支配力を有することが第三条の規定に違反する行為により生じた場合には、第七条の規定の定めるところによる。

前項に規定する場合に該当するおそれのないかの認定については、第八章第二節の規定を準用する。

前項の認定を受けた事業者は、公正取引委員会が当該市場支配力の排除に關し定める基準に従い、事業の再編成、財産処分その他その排除のために必要な措置に關する計画書を作成し、公正取引委員会に提出して、その承認を求めなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による計画書の提出がないとき又はその提出した計画書の内容が不相当であると認めるときは、自ら計画書を作成し、又はその変更を命ずることができる。

公正取引委員会は、当該事業者が作成した計画書の実施により市場支配力を排除することができると認めるときは、当該計画書を承認するものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により計画書を承認し、又は自ら計画書を作成したときは、その旨及び当該計画書の内容を当該事業者及び利害関係人に通知しなければならない。

公正取引委員会は、前項の通知をした後、利害関係人に対し当該計画書の内容について異議を申し立て、又は意見を述べる機会を与えなければならない。

公正取引委員会は、前項の手續を経た後、計画書を確定するものとする。

公正取引委員会は、計画書を確定したときは、計画書の内容を当該事業者及び利害関係人に通知するとともに、当該事業者に対し、審決をもつて、その実施を命じなければならない。

第六項及び前項の利害関係人に対する通知は、公告をもつて代えることができる。

前各項に定めるもののほか、市場支配力の排除に關し必要な事項は、命令で定める。

第十条第一項中「国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」を「直接たると間接たるとを問わず、国内の一又は二以上の会社の株式を取得し、又は所得することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなるおそれがある場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある」に改め、同条第二項中「営む国内の会社」を「営む、かつ、大規模総合商社（輸出入取引及び国内における多品種の商品の取引を主たる業務とし、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一十億円を超える会社であつて公正取引委員会が指定するもの）をいう。以下同じ。）に該当しない国内の会社」に改め、「（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第十一条第一項中「金融業を営む会社」の下に「及び大規模総合商社」を加え、「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「一年をこえて」を「一年を超えて」に改め、「金融業を営む会社」の下に「又は大規模総合商社」を加え、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融業を営む会社にあつては大蔵大臣、大規模総合商社にあつては通商産業大臣」に改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれのある」を加え、「同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条中「の差止」を「の差止め、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

第五章の二 価格引下げ措置

第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条

第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条

第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条

第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条

第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条

の規定による措置には、第三条、第六条、第八
条又は第十九条の規定に違反する行為で対価の
引上げ(対価の維持を含む。以下同じ。)に係る
ものをしたものに對し、当該商品又は役務(以
下「商品等」という。)につき、六月を超えない
範囲内で公正取引委員会の定める期間、公正取
引委員会が認定する価格(以下「認定競争価格」
という。)を超えて販売してはならない旨及び当
該措置を確保するために必要な措置を命ずるこ
とを含むものとする。

第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定
に違反する行為(法律の規定によりこれらの規
定の適用が除外される行為を含む。以下「共同
行為等」という。)で対価の引上げに係るものを
廃止した場合において、当該共同行為等をした
ものがなお当該共同行為等に基づいて対価の引
上げをしているときは、公正取引委員会は、そ
のものに對し、商品等につき、六月を超えない
範囲内で公正取引委員会の定める期間、認定競
争価格を超えて販売してはならない旨及び当該
措置を確保するために必要な措置を命ずること
ができる。

認定競争価格は、当該共同行為等がなされる
直前(生産数量、販売数量又は設備の制限に係
る共同行為等にあつては、当該共同行為等によ
り対価が上昇する(対価の維持に係る共同行為
等にあつては、対価の低下が停止し又はその程
度が減少する)に至る時)の対価を基準とし、
その時以後の物価、当該商品等の需給状況等を
勘案して認定するものとする。

第二項の措置を命ずるについては、第八章第
二節の規定を準用する。
第二十条の三 公正取引委員会は、共同行為等を
した者の販売する商品等の当該行為に基づく対
価の引上げがなくなつた後において、なお、そ
の引上げに基づいて他の事業者が販売する商品
等の対価が引き上げられていて認めるとき
は、その事業者に對し、その引上げを排除する
ために必要な措置を命ずることができる。

第二十条の四 都道府県知事は、前条に規定する
事態があると認めるときは、当該事業者に對し、
その引上げを排除するために必要な指示をする
ことができる。

第二十条の五 都道府県知事は、前条の規定によ
る指示を行つた場合において当該事業者がその
指示に従わないときは、公正取引委員会に對し、
この法律の規定に従い適當な措置をとるべきこ
とを求めることができる。

前項の規定による請求があつたときは、公正
取引委員会は、当該事業者に對して講じた措置
を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十条の六 都道府県知事は、第二十条の四の
規定による指示又は前条第一項の規定による請
求を行うために必要があると認めるときは、当
該事業者に對し、販売価格に係る報告をさせ、
又はその職員に、当該事業者の事務所、事業所
その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書
類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に
質問させることができる。

前項の規定により立入検査又は質問をする職
員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者
に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解釈してはならない。

第二十条の七 公正取引委員会は、この法律の規
定により都道府県知事が処理する事務につい
て、都道府県知事を指揮監督することができる。

第五章の三 課徴金
第二十条の八 公正取引委員会は、第三条、第六
条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為
をしたものが当該行為に基づいて商品等の対価
の引上げをした場合において、当該対価に当該
販売数量を乗じて得た額が当該行為がなかつた
と仮定した場合の当該商品等の対価に同様の仮
定をした場合の販売数量を乗じて得た額を超え
るときは、そのものに對し、その超える額に相
当する額の課徴金を国庫に納付すべきことを命
じなければならない。

前項の規定の適用については、当該行為に係
る対価の引上げがなされる直前の対価と当該行
為に係る対価との差額に当該行為がなされた期
間の当該商品等の販売数量を乗じて得た額(当
該行為がなされた期間において、公正取引委員
会規則の定めるところにより、物価、当該商品
等の需給状況等に變動があるときは、その期間
を当該變動に應ずる数期間に区分し、その区分
された期間ごとに当該直前の対価を当該経済變
動を勘案して修正し、その修正額と当該行為に
係る対価との差額にその区分された期間内の当
該商品等の販売数量を乗じて得た額の合算額)
をもつて、その納付すべき課徴金の額と推定す
る。

第二十条の九 公正取引委員会は、前条の規定に
よる課徴金をその納期限までに納付しないもの
があるときは、督促状により期限を指定してこ
れを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促を
したときは、同項の課徴金の額につき年十四・
五パーセントの割合で、納期限の翌日からその
納付の日までの日数により計算した延滞金を徴
収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促
を受けたものがその指定する期限までにその納
付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処
分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効
については、国税の例による。

第二十四条の二第四項を次のように改める。
この法律の規定は、著作物を発行する事業者
又はその発行する物を販売する事業者が行う再
販売価格維持行為のうち、正当な行為については、
これを適用しない。ただし、当該行為が一般消
費者の利益を不当に害することとなる場合及び
著作物を販売する事業者がする行為にあつては
その著作物を発行する事業者の意に反してする
場合は、この限りでない。

第二十四条の二第五項中「第一項又は」を削り、
「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改
め、「第二項に規定する商品又は」を削り、「第四
項」を「同項」に改め、同条第一項から第三項ま
で及び第六項を削る。

第二十四条の三第一項中「左の」を「次の」に、
「但し」を「ただし」に改め、「価格が」の下に「長
期にわたり」を加え、「且つ」を「かつ」に、「困
難となるに至るおそれがあること」を「著しく困
難となること」に改め、同条第四項中「且つ」を
「かつ」に、「左の」を「次の」に、「これを」を「超
え」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。
公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の
認可の申請があつた場合において当該申請を認
可し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可
について第六十六条第一項の規定による変更の
処分をしたときは、当該共同行為がやむをえな
いものであることを証明するのに必要な限度
で、当該共同行為に係る商品の価格構成及び当
該事業の経理内容を公表しなければならない。
第二十四条の四第三項中「且つ」を「かつ」に、
「左の」を「次の」に、同条第四項中「但し」を
「ただし」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第六章の二 管理価格の規制
第二十四条の五 公正取引委員会は、事業者が市
場支配力を有しており、その販売する商品等に
つき不当に高い対価を決定し、その対価が長期
にわたつて維持され、一般消費者及び関連事業
者の利益を不当に害すると認めるときは、当該
事業者に對し、当該不当に高い対価を排除する
ための措置として必要と認められる限度で、当
該商品等の価格構成及び当該事業者の経理内容に
ついて、公正取引委員会へ報告し及び公表すべ
き旨を命ずることができる。

公正取引委員会は、前項の措置を講じてもな
お当該不当に高い対価が排除されないと認めら
れる場合において、公正取引委員会規則の定め
るところにより当該事業者の利益率が他の事業

者の標準的利益を著しく超えていると認めるときは、その定める一定日から二年を超えない範囲内においてその定める期間、対価についてはその認可を受けなければ当該商品等を販売してはならない旨を命ずることが出来る。当該期間が経過した後もなお当該不当に高い対価が継続すると認めるときも、また同様とする。

公正取引委員会は、当該不当に高い対価が排除されたときも、前項の命令を取り消すものとする。

公正取引委員会は、事業者の申請に係る対価が適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないときは、第二項の認可をしなければならぬ。

公正取引委員会は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第二十四条の六 公正取引委員会は、前条第一項又は第二項の規定による措置をとらうとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

第三十五条の二中「左の三部」を「次の四部」に、「審査部」を「審査部」に改める。

第三十五条の四の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第三十五条の五の次に次の二条を加える。

第三十五条の五の二 寡占企業部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 市場支配力の排除に関すること。
二 管理価格の規制に関すること。

第三十五条の五の三 公正取引委員会に、附属機関として、公正取引調査会（以下「調査会」という。）を置く。

調査会は、前項に規定する事項に関し、公正取引委員会に建議することができる。

調査会は、その所掌事務を遂行するために必要と認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係事業者若しくはその組織する団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

調査会は、委員二十人以内で組織する。

調査会の委員は、学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、公正取引委員会が任命する。

前各項に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一項中「違反する事実」の下に「共同行為が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。」を加え、「適当な措置」を「告発その他の適当な措置」に改め、同条第二項中「しななければならない」を「し、その調査の結果、措置をとつたかとなかつたかをその者に通知し、その求めに係る措置をとらなかつた場合において、その者の請求があるときは、その理由を通知しなければならない」に改める。

第六十六条第二項中「公正取引委員会は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動により、第二十条の二第三項の規定により認定された認定競争価格が妥当性を欠くに至つたと認めるときは、審決をもつてその認定競争価格を当該変動に応じ変更することができる。その変更した後、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動によりその変更した認定競争価格が妥当性を欠くに至つた場合も、また同様とする。

第六十七条中「緊急の」を「一般消費者及び関連事業者に対する著しい損失を避け、その他公益上の」に、「疑」を「疑い」に改め、同条第一項中

「ある行為」の下に「共同行為が排除又は廃止された後も当該共同行為がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。」を加える。

第七十条の二中「この節」の下に「（第八条の三第二項及び第二十條の第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十八条中「訴え」の下に「又は第八条の三第九項、第二十條の三、第二十條の八第一項若しくは第二十四条の五第一項若しくは第二項の規定による命令の取消し若しくは変更の訴え」を加える。

第八十九条中「左の」を「次の」に、「三年」を「十年」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第九十条中「左の」を「次の」に、「二年」を「七年」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「第四十八條第三項」を「第八條の三第九項、第四十八條第三項」に改め、「第五十四條第一項」の下に「（第八條の三第九項を除き、これらの規定を第八條の三第二項及び第二十條の第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条の五第一項又は第二項の規定による命令に従わない者

第九十一条中「左の」を「次の」に、「二年」を「三年」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第六号を同条第八号とし、同条第一号から同条第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第六條第一項又は第八條第一項第二号の規定に違反して再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八條第一項第五号の規定に違反して事業者に再販売価格維持行為をさせたもの

第九十一条に次の二号を加える。

九 第十九條の規定に違反して再販売価格維持行為をした者

十 第六十七條第一項又は第二項（これらの規

定を第八條の三第二項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による裁判が確定した後においてこれに従わないもの

第九十一条の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十條の三の規定による命令に従わない者

第九十三條を削る。

第九十四條中「第五十一条の二」の下に「（これらの規定を第八條の三第二項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「六月」を「一年」に、「二十万円」を「二十万円」に改め、同条を第九十三條とする。

第九十三條の次に次の一条を加える。

第九十四條 第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十四條の二中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「十万円」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第一号から同条第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十條の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第九十四條の二第一号中「第四十条」の下に「（第八條の三第二項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号、第三号及び第四号中「第五十一条の二」の下に「（これらの規定を第八條の三第二項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第五十三條の二」の下に「（第八條の三第二項及び第二十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十五條第一項中「第三号まで、第五号若し

くは第六号」を「第五号まで若しくは第七号から第十号まで」に、「第九十四条」を「第九十三条」に改め、同条第二項中「第一号若しくは第五号」を「第一号から第三号まで、第七号、第九号若しくは第十号」に改める。

第九十五条の二を次のように改める。

第九十五条の二 前条第一項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその法人の理事その他の役員、その人又はその事業団体の構成事業者も行為者として罰する。

前条第二項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその団体の理事その他の役員又は管理人も行為者として罰する。

前二項の規定は、これらの規定に掲げる法人その他の団体の代表者若しくは管理人又は事業者団体の構成事業者が法人その他の団体である場合においては、その法人その他の団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。第九十七条中「第五十四条第一項」の下に「これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。」を加え、「五万円」を「十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「第二項」の下に「これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。」を加え、「三万円」を「五万円」に改め、同条に次のただし書を加える。ただし、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第百一条の次に次の一条を加える。

第百一条の二 政府は、この法律の規定の適用を除外し又は制限する規定を廃止する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第十條及び第十一條の改正規定は公布の日から起算して六月を経過した日から、附則第六條の規定は公布の日から施行する。（公正取引委員会の機構の拡充等）

第二条 政府は、法の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の機構の拡充及び職員の見員の増加を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(従前の行為に対する罰則の適用関係)

第三条 この法律の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（金融会社等の株式保有の制限に関する経過措置）

第四条 法第十一條の改正規定の施行の際国内にある会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有している金融業（法第十條第二項に規定する金融業をいう。）を営む会社又は大規模総合商社（法第十條第二項に規定する大規模総合商社をいう。）については、法第十一條第一項ただし書中「あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）によるこの条の改正規定の施行の日から起算して六十日以内に公正取引委員会に認可を申請した場合において、認可又は却下の処分があるまでの間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(合併の制限に関する規定の適用関係)

第五条 この法律の施行の日前にした法第十五條第二項の規定による届出に係る合併については、改正後の同条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(不況に対処するための共同行為に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する共同行為に係る改正前の法第二十四條の三第二項又は第三項の認可は、この法律の施行の日以後はその効力を有しない。

2 この法律の施行の際現に改正前の法第二十四條の三第二項又は第三項の認可を受けている事業者又は事業者団体で、この法律の施行の日以後も引き続き当該認可を受けようとするものは、この法律の施行の日前に公正取引委員会に当該認可の申請をしなければならない。この場合において、そのものがその期間内に当該認可の申請をしたときは、認可又は却下の処分があるまでの間、当該認可を受けたものとみなす。

3 公正取引委員会は前項の規定による認可の申請に対しては、この法律の施行の日前であつても、改正後の法第二十四條の三の規定の例により認可又は却下の処分をすることができ。ただし、当該処分は、この法律の施行の日前においてはその効力を生じないものとする。

第七条 改正後の法第二十四條の三第六項の規定は、この法律の施行の日前にした同条第二項又は第三項の認可の申請に係るこの法律の施行の日以後の処分についても適用があるものとする。

(従前の行為に対する課徴金に関する規定の適用関係)

第八条 改正後の法第二十条の八の規定は、この法律の施行の日前に行われた法第三條、第六條、第八條又は第十九條の規定に違反する行為については適用しない。

(物品税法の一部改正)

第九条 物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。第十三條第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）」第二十四條の二（「再販売価格維持契約」）に規定する再販売価格を決定し、これを維

持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由により」を削る。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。第四十五條第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。第三十八條第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約十億円の見込みである。

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、伝統的工芸品「大島紬」の振興に関する請願（第一五一八号）（第一五三八号）

第一五一八号 昭和四十九年三月五日受理
伝統的工芸品「大島紬」の振興に関する請願
請願者 鹿児島県名瀬市幸町二五ノ一教育
会館内奄美民主商工会内 平田重
成外二百三十六名
紹介議員 渡辺 武君

大島紬に関し、今後とも優れた伝統的技術を生かし、生産の経済的発展を期するため、次の内容を織りこんだ伝統的工芸品産業の振興に関する法律を制定されたい。
一、指定商品の模倣を禁止する規定を設けるこ

と。

二、指定産地を圧迫すると認められる製品の輸入を制限し、高率関税を付すること。

三、指定商品には産地表示を義務づけ、まぎらわしい「表示」を禁止すること。

四、生産技術保護のため秘密漏えいを防止するための措置を講ずること。

五、後継者育成準備金、不況安定基金などの準備金、積立金を一定限度内まで損金に算入できるようにすること。

理由

大島紬は鹿児島県の誇りとする伝統産業であり、ことに奄美群島においては、さとうきびとならぶ基幹産業として、経済的発展と島民生活の向上に大きな役割を果たしてきたが、最近の韓国や国内における類似品の生産などによって市場が蚕食され、滞貨が多量に生ずるなど、産地における事態は内外とも厳しいものがある。

第一五三八号 昭和四十九年三月五日受理

伝統的工芸品「大島紬」の振興に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市港町四ノ一日本共産党奄美地区委員会内 崎田実芳 外三百十五名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一五一八号と同じである。

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(衆)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的

工芸品が、民衆の生活の中ではなくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基礎があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさや潤いを与え、同時に地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 通商産業大臣は、伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

一 主として日常生活の用に供されるものであること。

二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。

三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

五 一定の地域において少なくとも数の者がその製造を行ない、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行なうものとする。

3 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とするものは、当該工芸品が伝統的工芸品として指定されるより都道府県知事(当該工芸品の製造される地域の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下次条第一項において「指定都市」という。)の区域に属する場合にあつては、当該指定都市の長)を経由して通商産業大臣に申し出ることができ

る。

4 通商産業大臣は、伝統的工芸品の指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

5 通商産業大臣は、伝統的工芸品が第一項各号に掲げる要件の一に該当しなくなつたときは、伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、その指定を解除することができる。

6 第四項の規定は、伝統的工芸品の指定の解除について準用する。

(振興計画の作成等)

第三条 伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人(以下「協同組合等」という。)は、伝統的工芸品産業に関する振興計画(以下「振興計画」という。)を作成し、これを都道府県知事(当該振興計画に係る伝統的工芸品の製造される地域の全部が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該指定都市の長。以下同じ。)を経由して通商産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を附して、通商産業大臣に送付するものとする。

3 前二項に規定するものは、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(振興計画の内容)

第四条 振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項

二 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項

三 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項

四 需要の開拓に関する事項

五 作業場その他作業環境の改善に関する事項

六 原材料の共同購入、製品の共同販売その他

事業の共同化に関する事項

七 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項

八 高齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項

九 その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(認定振興計画の実施に要する経費の補助)

第五条 国及び地方公共団体は、第三条第一項の認定を受けた振興計画(以下「認定振興計画」という。)に基づく事業を実施する協同組合等に対し、当該事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる。

(認定振興計画の実施に要する資金の確保等)

第六条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(税制上の措置)

第七条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業の実施を円滑に推進するため税制上必要な措置を講ずるものとする。

(表示)

第八条 協同組合等は、その直接又は間接の構成員である伝統的工芸品を製造する事業者の製造する伝統的工芸品について、伝統的工芸品として指定されているものであることの表示を附することができる。

(指導及び助言)

第九条 通商産業大臣は、伝統的工芸品を製造する事業者に対し、伝統的工芸品産業の振興に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、認定振興計画に基づく事業を実施している協同組合等に対し、その実施状況について報告を求めることができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、認定振興計画に基づく事業を実施している協同組合等の直接又は間接

の構成員である伝統的工芸品を製造している事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(伝統的工芸品産業審議会)

第十一条 通商産業省に、附属機関として、伝統的工芸品産業審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、伝統的工芸品産業に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し通商産業大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

5 委員は、伝統的工芸品産業に識識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 委員は、非常勤とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第十二条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(協会の業務)

第十三条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行なうこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指

導、助言等を行なうこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行なうこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行なうこと。

七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行なうこと。

八 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

(名称の使用制限)

第十四条 協会でない者は、伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第十五条 国及び地方公共団体は、協会に対し、第十三条の業務を行なうのに必要な経費の一部を補助することができる。

(罰則)

第十六条 第十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十七条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中繊維工業審議会の項の次に次のように加える。

伝統的工芸品産業審議会	伝統的工芸品産業に関する重要事項を調査審議すること。
-------------	----------------------------

三月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

三月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願(第一六三四号)

第一六三四号 昭和四十九年三月十一日受理

資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

中東産油国がとつた石油戦略は、わが国の経済、産業、社会を根底からゆるがしている。資源エネルギーに関し、国民生活の安定を優先した当面の措置に万全を期するとともに、根本的な検討を行い、抜本的な対策を確立されたい。なお、生活必需物資並びに農林漁業商工業者の生産に不可欠の諸物資についても、十分な確保を図られたい。

第七号中正誤

一 段 行	誤	正
二 三 一 七	シャンプー	シャンプー
三 一 五	珍栗	破栗
三 三 七	引き抜いた	引き抜いた